

八千代市
国土強靱化地域計画
【改定素案】

令和7年3月改定予定



目次

第1章	総論	1
1-1	策定の趣旨	1
1-2	計画の位置づけ	2
1-3	計画期間	2
1-4	計画策定のプロセス	3
第2章	計画の基本的な考え方	5
2-1	基本目標	5
2-2	事前に備えるべき目標	6
第3章	脆弱性の分析・評価	7
3-1	本市の地域特性	7
3-2	自然災害の想定	9
3-3	リスクシナリオの設定	11
3-4	施策分野の設定	13
3-5	脆弱性の分析・評価の結果	14
第4章	推進方針	29
4-1	リスクシナリオごとの推進方策	29
4-2	施策分野ごとの推進方策	52
第5章	計画の推進及び進捗管理	71
5-1	リスクシナリオ等の重点化	71
5-2	計画の進捗管理と見直し	74

第1章

総論

第1章 総論

1-1 策定の趣旨

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、マグニチュード9.0（最大震度7）の大規模地震と津波により東北・関東地方に大きな被害をもたらしました。本市においても、震度5強の揺れを記録し、人的被害として死者1名、中等症者1名、軽症者2名、火災が2件、住宅被害として全焼1件、全壊5件、大規模半壊3件、半壊21件、一部破損1,441件があり、このほかにも、橋梁4箇所の被害や上水道の漏水96箇所などが確認され、停電被害も約8,300戸に発生しました。

また、令和元年9月5日に発生した令和元年房総半島台風（台風15号）では、千葉県内各地で観測史上最大の風速を記録したことにより、県内で5万戸を超す住宅被害がありました。本市においても、多くの住宅被害や倒木、大規模な停電、公共施設の被害、農業被害などが発生しました。

近年では、地球温暖化に伴う気候変動により、台風の大型化、集中豪雨や酷暑、突風被害が多く発生するなど、多発化・激甚化する自然災害の危険にさらされており、生命や財産を守る防災・減災対策は、より一層重要度が増しています。

国は、大規模自然災害等が発生しても、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活及び国民経済を守り、強くしなやかな国民生活の実現を図る国土強靱化の取組を推進するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「国土強靱化基本法」という。）」を公布・施行し、平成26年6月には、同法に基づき、国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」を策定しました。さらに、令和5年6月に、国土強靱化実施中期計画の策定の法定化及び国土強靱化推進会議の設置を主な内容とする改正国土強靱化基本法が可決・成立し、継続的かつ安定的に国土強靱化の取組を進めることが可能となるとともに、令和5年7月には、新たな国土強靱化基本計画が策定され、デジタル新技術の活用や地域における防災力の一層の強化が新たな重点項目とし、国土強靱化のためにハード整備のみならずソフト施策をさらに推進していく方針がより明確化されたところです。

千葉県においても、大規模自然災害が発生しても機能不全に陥らない、迅速な復旧、復興が可能な千葉県を作り上げるため、県土の健康診断にあたる脆弱性評価を踏まえて、平成29年1月に「千葉県国土強靱化地域計画」を策定しました。

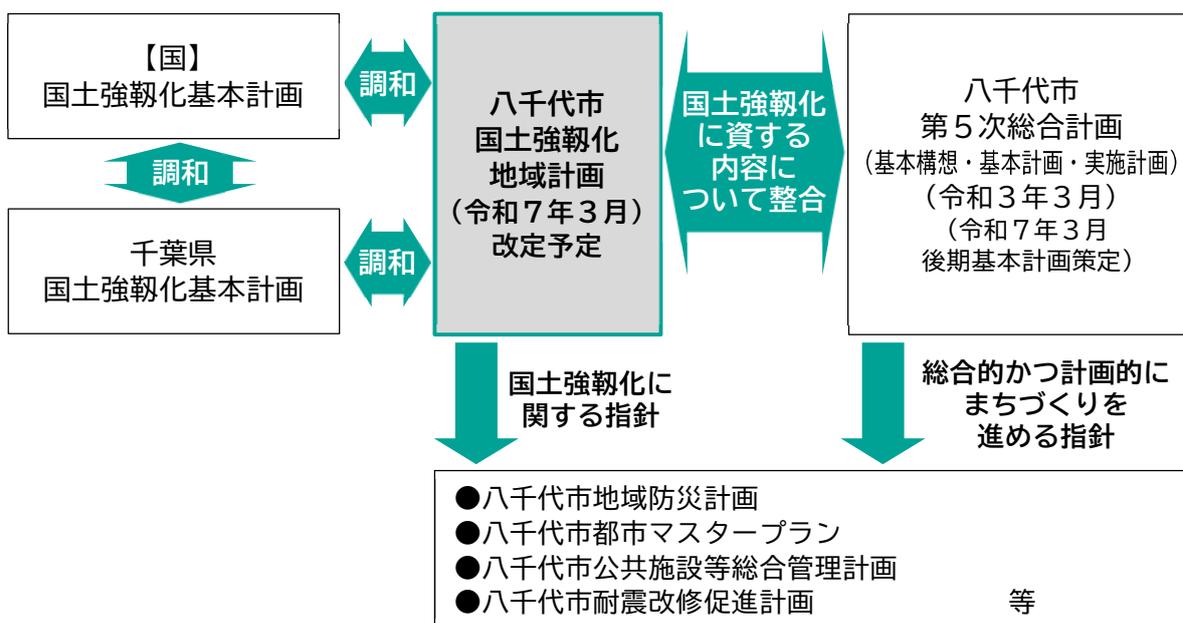
これらの状況を踏まえ、本市においても、大規模自然災害が起こっても機能不全に陥らない、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心な地域づくりを推進するため、「八千代市国土強靱化地域計画」を策定します。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画であり、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定します。

なお、本計画は、国の「国土強靱化基本計画」や「千葉県国土強靱化地域計画」との調和を保ちつつ、また、八千代市第5次総合計画との整合を図りながら、国土強靱化に資する内容について、市のあらゆる行政計画の指針となり、分野横断的・網羅的に取組を整理するための計画として位置づけます。

■計画の位置付け



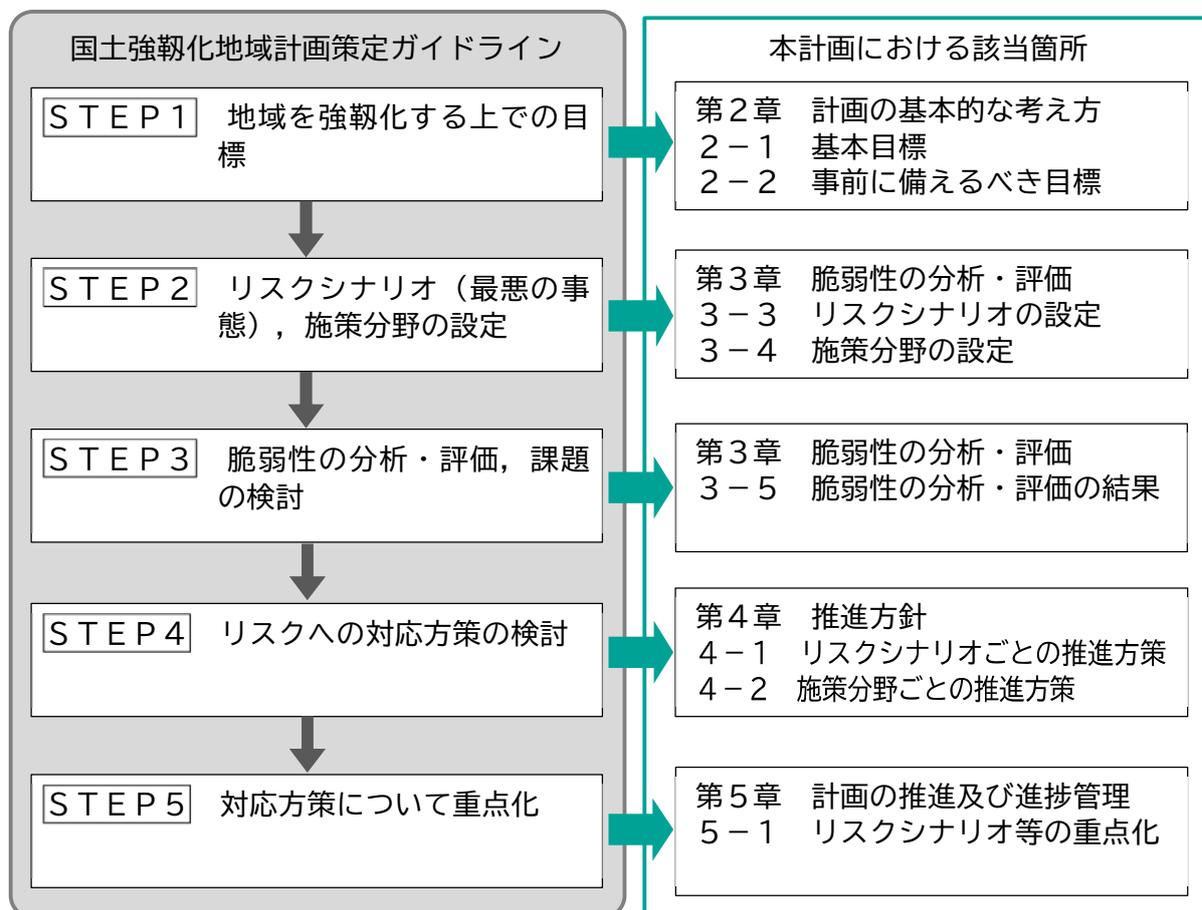
1-3 計画期間

計画期間は、八千代市第5次総合計画後期基本計画との整合を図り、令和7年度から令和10年度までの4年間とします。

1-4 計画策定のプロセス

国土強靱化の施策を総合的・計画的に推進するため、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考に、次の手順により本計画を策定しました。

■計画策定のプロセス



第2章

計画の基本的な考え方

第2章 計画の基本的な考え方

2-1 基本目標

国土強靱化を推進していくためには、目標を明確にすることが重要です。

本市では、いかなる大規模自然災害が発生しても、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域の実現に向けて、国土強靱化を推進する上での「基本目標」を次のとおり設定します。

【基本目標】

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- I. 人命の保護が最大限図られること
- II. 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること
- IV. 迅速な復旧復興に資すること

2-2 事前に備えるべき目標

国土強靱化を進めるための4つの基本目標をもとに、より具体化し達成すべき目標として、以下の6つを事前に備えるべき目標として設定します。

これにより、あらゆる大規模自然災害を想定しながら、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を明らかにし、最悪の事態に至らないための事前に取り組むべき施策を考え、強靱な仕組みづくり、地域づくりを平時から持続的に展開していきます。

【事前に備えるべき目標】

1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
3. 必要不可欠な行政機能を確保する
4. 経済活動を機能不全に陥らせない
5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
6. 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

第3章

脆弱性の分析・評価

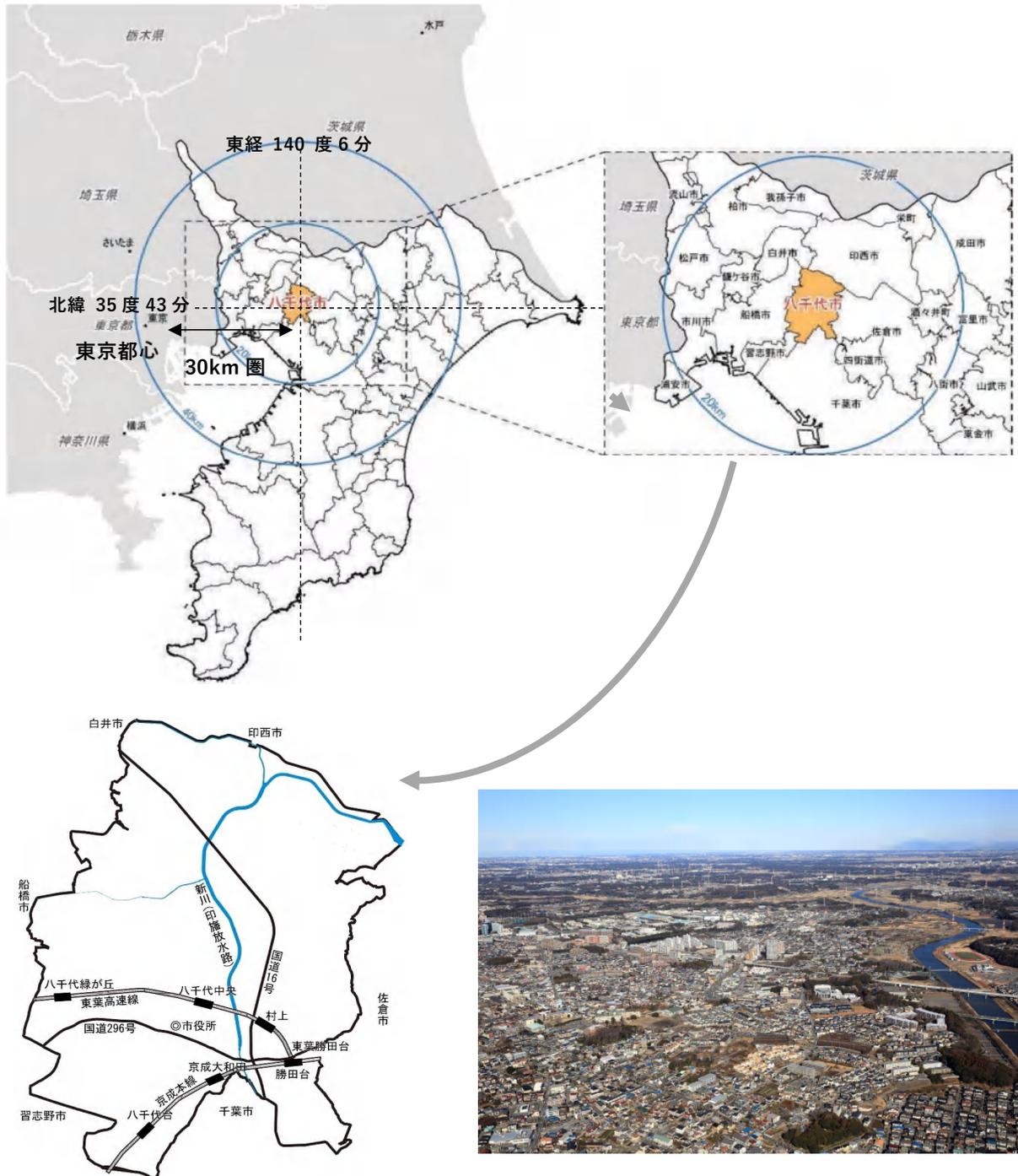
第3章 脆弱性の分析・評価

3-1 本市の地域特性

(1) 位置

本市は、東京都心から約 31 km、千葉市中心部から約 13 km、成田国際空港から約 26 km の距離にある千葉県北西部に位置し、市域面積は 51.39 km² で、佐倉市、船橋市、千葉市、習志野市、印西市、白井市と接しています。

■市の位置（都市マスタープランをもとに一部加筆）



(2) 自然環境

① 地形・地質

本市は、東京湾の湾奥部に位置し、地形は台地・段丘、谷底平野で構成されています。基盤は、本市直下では南に向かって緩やかに傾斜しています。

本市の表層地質は、台地部と低地部に大きく分けられ、それぞれ下総層群及び関東ローム層と沖積層が分布しています。台地部の地質は比較的良好な地盤である一方、低地部の地質は、軟弱な地盤を形成しています。

② 気象

下総台地の西部に位置する本市は、冬には北ないし北西の風が強く、夏には海風の影響が及ぶ地域です。

令和5年の年間平均気温は17.0℃、年間降水量は1,207mmとなっています。

(3) 社会環境

① 人口

本市の人口は、令和2年3月に20万人を超え、令和5年3月末時点で、人口は204,818人、世帯数95,629世帯で1世帯当たりの人口は2.1人となっています。なお、八千代市人口ビジョン（令和5年改訂版）では、2029年の210,267人をピークとして人口は減少に転じると推計されています。

② 土地利用

本市の土地利用は、市域の南部から中央部にかけての市街化区域と、北部の市街化調整区域に大別されます。

さらに、利用形態では、市街化区域の京成本線沿線の市街地及び東葉高速線沿線に工業団地などを有する市街地、また、市街化調整区域の自然環境を保全する地域と大きく3つに区分されます。

③ 道路

市域の中央部をほぼ南北に縦断する国道16号と、市域の南部をほぼ東西に横断する国道296号（成田街道）の2つの広域幹線道路を軸として、県道6路線、市道3,175路線（令和5年4月1日時点）が連絡し、市内の道路網を形成しています。

④ 鉄道

本市には、市域の南端部をほぼ東西方向に走る京成本線と、市域のほぼ中央部を東西に走る東葉高速線が通っています。

京成本線は市内に3駅あり、最も多い乗降客数は勝田台駅で1日平均45,600人（令和4年度、京成電鉄（株）資料）、東葉高速線は市内に4駅あり、最も多い乗降客数は八千代緑が丘駅で1日平均37,235人（令和4年度、東葉高速鉄道（株）資料）となっています。なお、東葉勝田台駅と勝田台駅は接続しています。

3-2 自然災害の想定

本市におけるリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を設定するにあたり、「八千代市地域防災計画」における被害想定を踏まえた自然災害を想定します。

地震：千葉県地震被害想定結果における千葉県北西部直下地震

津波：本市への直接の影響なし

浸水：利根川下流の氾濫，印旛沼・桑納川・神崎川の氾濫

土砂災害：土砂災害警戒区域，土砂災害特別警戒区域

① 地震

八千代市地域防災計画では，千葉県地震被害想定調査に基づき，千葉県北西部直下地震を前提とし，震度・液状化及び被害を次のように想定しています。

■地震等の想定条件

震源域の位置：千葉県北西部直下

震源の深さ：約 50 k m

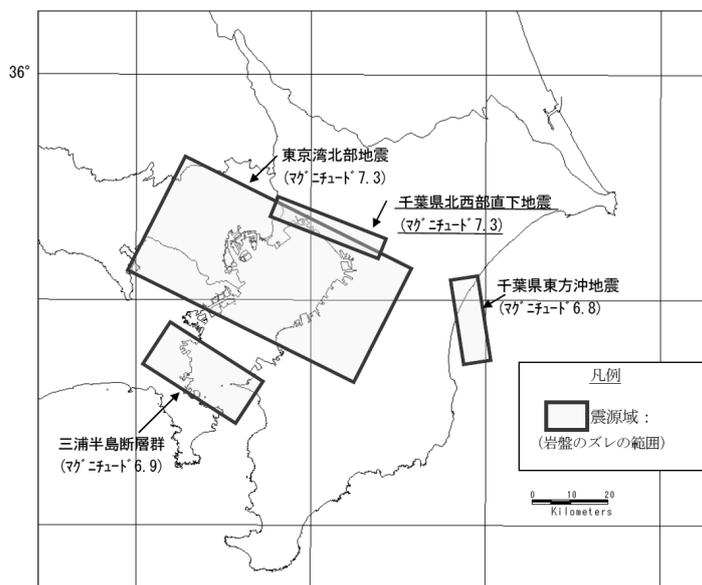
マグニチュード：7.3

発生季節等：冬季 18 時，
風速 8 m/s

■地震等の被害想定

想定項目	想定する被害の概要
震度	市の西部で震度 6 強， 東部で震度 6 弱
液状化	市域の大部分で液状化危険度が「低い」又は「極めて低い」だが，一部は「やや高い」
建物被害	建物全壊棟数：3,500 棟
火災	焼失棟数：1,400 棟
人的被害	死者 120 人，重傷者 230 人， 軽傷者 950 人
避難者・ 帰宅困難者等	避難者数：1 日後 16,500 人， 2 週間後 47,400 人 帰宅困難者数（平日 12 時発災時）：14,100 人

■震源域の位置



② 津波

千葉県地震被害想定調査では、房総半島東方沖日本海溝沿い地震による津波の浸水想定調査を行っており、花見川を遡上する津波が千葉市花見川区畑町付近まで達すると予測されていますが、八千代市域での津波は想定されていません。

③ 水害・土砂災害

平成3年から令和元年にかけて、以下のような被害が生じています。

また、利根川下流における想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域によると、洪水は、印旛放水路（以下「新川」という。）では萱田、桑納川では桑橋付近まで達し、河川沿いの低地が浸水するとされています。

高崎川及び印旛沼流域の河川における想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域では、印旛沼、桑納川、神崎川、堀の内付近の新川の北側の低地、同じく新川沿いの城橋付近以北の低地及び神崎川沿いの低地では、深いところで3m～5m、桑納川及び石神川沿いの低地で3m未満の浸水が発生するおそれがあるとされています。

また、土砂災害は、集中豪雨や台風の発生時期である5月から10月にかけて発生しており、谷底平野と台地との境界の崖（段丘崖）で多く発生しています。

市内には、土砂災害警戒区域に指定された区域が69箇所（うち58箇所は土砂災害特別警戒区域）あります。（令和6年4月時点）

これらの区域は、主に低地と台地の境界線の段丘崖に分布しており、特に、新川の西側と桑納川の北側に多く見られます。

■本市における台風・大雨による主な被害状況

発生日	原因	主な被害
平成3年9月18日	台風18号	床上浸水23棟、床下浸水260棟、崖崩れ2箇所
平成3年10月11日 ～10月13日	秋雨前線・ 台風21号	床下浸水6棟、崖崩れ23箇所
平成25年10月15日 ～10月16日	台風26号	床上浸水221棟、床下浸水198棟、崖崩れ8箇所、道路破損5箇所、公共施設被害32箇所
平成28年8月2日	大雨	床上浸水3棟、床下浸水6棟、道路破損3箇所、公共施設被害3箇所、停電約1,900世帯
平成30年9月29日 ～10月1日	台風24号	建物一部損壊44件、停電約10,500世帯、公共施設被害73箇所
令和元年9月8日 ～9月9日	台風15号	建物全壊2件、建物半壊12件、建物一部損壊726件、停電約12,620世帯、公共施設被害67箇所
令和元年10月11日 ～10月13日	台風19号	道路破損1箇所、停電約10,000世帯、公共施設被害24箇所
令和元年10月25日 ～10月26日	大雨	床下浸水5箇所、崖崩れ1箇所、公共施設被害14箇所

※令和元年の台風15号、19号及び10月25日の大雨による建物被害については、全て台風15号の欄に計上しています。（令和2年11月末時点）

④ 風害

本市では、平成3年から令和3年にかけて、26回の強風被害が記録されています。

3-3 リスクシナリオの設定

想定した自然災害を踏まえて、6の「事前に備えるべき目標」に対し、27の「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を設定します。

【リスクシナリオ】

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ	
目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	【地震】大規模地震に伴う、住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2	【火災】地震に伴う市街地等の大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3	【洪水等】地球温暖化に伴う突発的又は広域的な洪水等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生、復興が大幅に遅れる事態（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
	1-4	【土砂災害】大規模な土砂災害（土砂・洪水氾濫など）等による多数の死傷者の発生
目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	【救助・救急】自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-2	【医療】医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-3	【健康】劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
	2-4	【物資】被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
	2-5	【帰宅困難】想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
	2-6	【衛生管理】大規模な自然災害と感染症との同時発生
目標3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	【防犯】被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
	3-2	【行政機能】市役所の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
目標4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	【事業継続】サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力低下・経営執行力低下による地域経済、サプライチェーンの停滞や維持への甚大な影響
	4-2	【有害物質】高圧ガス施設等の重要な産業施設の損壊・火災、爆発に伴う有害物質の大規模拡散・流出
	4-3	【食料】食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響
	4-4	【自然環境】農地・森林や生態系等の被害に伴う地域の荒廃による被害の拡大・多面的機能の低下
目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	【情報通信】テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5-2	【電力】電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
	5-3	【ガス】都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
	5-4	【上水道】上水道施設等の長期間にわたる機能停止

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ	
	5-5	【下水道】下水道施設等の長期間にわたる機能停止
	5-6	【交通】基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
目標6 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	【合意形成】自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
	6-2	【人材】災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
	6-3	【災害廃棄物】大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興が大幅に遅れる事態
	6-4	【都市基盤】事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	6-5	【文化】貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

3-4 施策分野の設定

国土強靱化に向けた取り組むべき施策については、八千代市第5次総合計画における施策体系を基本に、以下の8つの施策分野を設定します。

■施策分野の設定



3-5 脆弱性の分析・評価の結果

(1) 脆弱性の分析・評価の結果

脆弱性の分析・評価の結果は、以下のとおりです。

1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 【地震】大規模地震に伴う、住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

(地震対策の推進)

- ・ 家具の転倒、窓ガラスや屋外広告物などの落下による死傷者の発生を防ぎ、地震による被害軽減に向けた取組を継続して進める必要がある。
- ・ 児童・生徒への体験促進やハザードマップ、広報紙による情報提供などにより、地震による災害リスクや地震への対策方法などを市民に分かりやすく伝え、市民の防災意識の向上を図る取組を継続して進める必要がある。

(住宅の耐震化)

- ・ 本市における住宅の耐震化率は 94.5% (R5) である。今後も、「八千代市耐震改修促進計画」に基づき、住宅の耐震化を促進する必要がある。

(建築物の整備・改修等)

- ・ 市有公共建築物のうち、多数の者が利用する特定建築物の耐震化率は、令和2年3月末時点で 96.2%と概ね耐震化が完了している。今後は、「八千代市公共施設等総合管理計画」や「八千代市耐震改修促進計画」に基づき、全ての市有公共建築物に対して、計画的に耐震化を推進する必要がある。
- ・ 吊り天井等の非構造部材等についても、「施設の点検・診断マニュアル」に基づき、施設所管課や技術者の職員等による定期的な点検・診断を行い、天井落下対策等を推進する必要がある。
- ・ 民間特定建築物の耐震化率は、令和2年3月末時点で 94.1%となっている。

(ブロック塀等の除去)

- ・ ブロック塀等は、地震時の倒壊により人命に影響を与える恐れがあるばかりでなく、避難や救助活動の妨げとなることも考えられるため、特に危険なブロック塀等を撤去するなど安全対策を講じる必要がある。

(無電柱化の促進)

- ・ 災害時における道路閉塞を防止し救助活動の円滑化を図るなど、防災性を向上するため、無電柱化の促進に努める必要がある。

(避難路の確保)

- ・ 災害時において、道路閉塞による影響を低減させ、避難時の安全確保や救助活動の円滑化を図るため、今後も都市計画道路や幹線道路等の整備を進めていく必要がある。

1-2 【火災】地震に伴う市街地等の大規模火災による多数の死傷者の発生

(市街地の整備)

- ・ 災害時に大きな被害が想定される住宅が密集する市街地の被害軽減のため、道路や公園の整備による火災の延焼防止対策や空き家対策を促進し、防災性を高めるまちづくりを推進する必要がある。

(火災予防の推進)

- ・ 震災による火災の発生を防止するため、火災予防の知識や消防に関する法令等の遵守について、継続して普及・啓発する必要がある。

(公園・緑地等の確保による延焼防止)

- ・ 大規模自然災害時において、市街地における延焼拡大を防止するため、緑地の確保や都市公園の整備・充実を図る必要がある。
- ・ 特に都市公園は、災害時の防災拠点となることも想定されることから、必要な施設整備や適切な維持管理を行う必要がある。
- ・ 火災の延焼防止の機能など、防災上重要な役割を担っている農地を保全する必要がある。

(延焼遮断帯の形成による延焼防止)

- ・ 大規模自然災害時において、市街地における延焼拡大防止のため、延焼遮断帯となる都市計画道路の整備を推進する必要がある。

1-3 【洪水等】地球温暖化に伴う突発的又は広域的な洪水等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生、復興が大幅に遅れる事態(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)

(洪水、浸水、内水対策)

- ・ 浸水による被害を最小化するため、河道拡幅など河川改修整備や、下水道（雨水）の整備を推進していく必要がある。
- ・ 県管理の河川については、県への要請を引き続き行い、河川整備を推進していく必要がある。
- ・ 雨水整備率は、4割強であることから、計画的に整備を進めていく必要がある。

(排水施設の対策)

- ・ 河川や雨水幹線等の排水施設は、異常が発生すると、市街地に大きな影響を与えることとなる。そのため、計画的な施設の維持管理や修繕・改築を促進する必要がある。

1-4 【土砂災害】大規模な土砂災害(土砂・洪水氾濫など)等による多数の死傷者の発生

(土砂災害・宅地造成等への対応)

- ・ 大規模盛土造成地の基準に該当する場所は市内に 86 箇所あり、市のホームページに公表をしている。また、市内には、土砂災害警戒区域が 69 箇所あり、このうち 58 箇所

は土砂災害特別警戒区域に指定されている。なお、急傾斜地崩壊危険区域は 21 箇所、地すべり防止区域が 1 箇所指定されている。

- ・ 急傾斜地崩壊対策など、ハード面の整備によって土砂災害の発生や被害の最小限化に努めるとともに、宅地造成地や土砂災害警戒区域等に伴う災害について市民の理解を深めることや、県と連携して、新たな区域指定や警戒避難体制の整備等を推進する必要がある。

2 救助・救急，医療活動等が迅速に行われるとともに，被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより，関連死を最大限防ぐ

2-1 【救助・救急】自衛隊，警察，消防，海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

（消防力の強化）

- ・ 消防車両や装備資機材等の整備・充実など，消防体制の強化を図る必要がある。
- ・ 災害対応力の強化を図るため，救急救命士の新規養成や高度な救急救命処置等が実施可能な救急救命士の養成を計画的に進める必要がある。
- ・ 災害時のみならず通常時でも活用できる消防水利（消火栓・防火水槽）の計画的な整備を推進する必要がある。
- ・ 災害発生時に，消防機能を維持するため，燃料の備蓄や非常用電源の維持管理など，平常時から対策を講じる必要がある。

（消防団の強化）

- ・ 災害対応力を強化するため，消防団員の確保や人材育成を推進するとともに，消防団の装備資機材等の充実・強化を図る必要がある。

（受援体制の整備）

- ・ 災害時において，国から派遣される緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）や，市外からの警察，消防，自衛隊等の救援部隊を迅速かつ円滑に受け入れることができるような体制を計画するなど，平常時から受援体制の整備を図る必要がある。

2-2 【医療】医療施設及び関係者の絶対的不足・被災，支援ルートの途絶，エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

（病院の事業継続体制の構築・連携強化）

- ・ 災害時において，迅速かつ適切な医療体制が構築できるよう，これまでも医師会や医療機関等との連携を図っているが，今後はさらなる連携の強化に努める必要がある。また，災害拠点病院及び災害医療地区病院（1次救護所）においては，災害時にも継続的な業務を行うことができるよう，必要に応じた事業継続計画（BCP）の見直しを促進していく必要がある。
- ・ 大規模災害発生時に派遣される災害医療派遣チーム（DMAT）に関し，受入体制の整備や強化を継続して進める必要がある。

(災害拠点病院等におけるエネルギー供給確保（非常用電源等）)

- ・ 災害時において、エネルギー供給の途絶による医療機能の停止を防ぐため、非常用電源の確保や給水設備等の整備・充実を図る必要がある。

2-3 【健康】劣悪な避難生活環境，不十分な健康管理がもたらす，多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生**(避難所における衛生管理)**

- ・ 平常時と異なる生活環境下において、公衆衛生環境を保全するために重要な役割を担うトイレについては、仮設トイレや簡易トイレ、マンホールトイレなど、災害時に使用可能なトイレの整備・確保を進めていく必要がある。
- ・ 避難所における飲料水の安全確保、ごみ保管場所の適正管理、消毒や害虫駆除等を速やかに実施するための体制の構築など、避難所における衛生管理対策の検討を継続するとともに、備蓄や設備の整備を進めていく必要がある。

(熱中症対策についての普及・啓発)

- ・ 夏季における自然災害発生時に開設された避難所等における熱中症対策が重要であり、実施する必要がある。

(学校教育施設の整備・改修等)

- ・ 学校教育施設の非構造部材の耐震化、老朽化対策、浸水・土砂災害対策、防災機能強化等について、対策を推進することが必要である。
- ・ 学校教育施設は、災害時の避難所等として活用されるため、空調の整備により、避難所機能を強化し耐災害性の向上を図る必要がある。

(住宅の耐震化/建築物の耐震化)

- ・ そもそも避難者の発生を抑制するためには、住宅・建築物の耐震化が重要である。

(食料等備蓄)

- ・ 被害の小さかった住宅や事業所の住民等が避難しなくて済むよう、家庭や事業所における生活必要物資等の備蓄を促進していく必要がある。

(避難者の状況のリアルタイムな情報共有)

- ・ 車中など避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、情報共有等に係る関係府省庁との連携スキームの構築を推進する必要がある。また、迅速な被災者支援のために被災者台帳作成の事前準備をする必要がある。

(福祉避難所の指定促進・避難行動要支援者名簿の整備)

- ・ 避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等も配慮した事前の利用計画策定を推進する必要がある。また、一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保していく必要がある。

(安全・安心な避難所の運営)

- ・ 社会福祉に精通した職員・NPO等の避難所運営への参画を図ることが必要である。

(多様な主体に配慮した防災対策の推進/避難所におけるユニバーサルデザインの採用/公共施設の耐震化・計画的保全等)

- ・ 避難所等における生活環境の安全・安心を確保し、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等を防ぐためには、多様なニーズに対応する必要があり、避難所運営において、多様な主体の視点を踏まえた防災・災害対応の取組が重要である。また、災害対応において女性を含めた多様な職員の参画を図ることが必要である。

(富士山噴火による降灰対策)

- ・ 富士山噴火による降灰は広範囲に及び、本市においても、様々な分野への影響が想定されるため、火山灰による影響を軽減する対策を検討する必要がある。

(医師会等との連携強化)

- ・ 広域的かつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者が応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、医師会の災害時協定など連携の強化を推進する必要がある。

2-4 【物資】被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

(食料等備蓄)

- ・ 本市では、防災倉庫の整備、災害用物資の備蓄を推進している。しかしながら、被災時には食料等の供給が長期間停止する可能性があることから、災害用物資の備蓄を計画的に推進するとともに、家庭、事業所における生活必要物資等の備蓄を促進していく必要がある。

(供給支援体制構築・災害時協定)

- ・ 災害時において、食料等を市民に円滑に供給するため、本市では市内小売業者等との物資供給に関する協定を結び、必要物資の調達について備えている。
- ・ 今後も、平常時から連携強化に努めるとともに、さらに実効性の高い物資の調達・受入体制を構築していく必要がある。

(道路インフラ等の整備)

- ・ 災害時の救護活動や物資輸送に資する交通機能を確保するため、「都市計画道路整備プログラム」を見直し、優先度に応じた都市計画道路の計画的な整備を進めるとともにその他の市道の改良を行う。また、道路や橋梁などは、長寿命化計画等に基づき、計画的な補修や耐震化を進める必要がある。また、降雨や地震など災害時におけるのり面・擁壁の崩壊による長期間にわたる通行止めなどの影響が生じることを防ぐため、定期的な点検・補修を実施する必要がある。さらに、路面下空洞調査を推進し、道路陥没による事故防止に努める必要がある。

(道の駅整備)

- ・ 災害時における広域的な支援拠点として、また、国道16号利用者等の一時的な避難場所など地域の防災拠点としての役割を担うため、道の駅やちよの防災力強化する必要がある。

(住宅におけるエネルギー供給確保)

- ・ 災害発生により発電所等が被害を受けた場合、生活に必要な最低限のエネルギーを供給できない状況が生じることから、エネルギー供給源の多様化を図るため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入が必要である。

2-5 【帰宅困難】想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱**(帰宅困難者対策)**

- ・ 帰宅困難者対策として一時滞在施設の確保を進めているが、鉄道事業者、大規模商業施設等との連携、一斉帰宅の抑制啓発、一時滞在施設における備蓄の推進、情報提供体制の検討、災害時帰宅支援ステーション等の周知など、総合的な帰宅困難者対策を推進する必要がある。

(外国人対応)

- ・ 多言語による情報発信や案内図の整備を進めているが、災害時に公共施設等において外国人を速やかに誘導し、適切な情報提供を行うため、具体的な対処方法等の周知を図るとともに、日頃から災害時を見据えたコミュニケーションの支援を図る必要がある。

2-6 【衛生管理】大規模な自然災害と感染症との同時発生**(予防接種の実施等)**

- ・ 感染症の発生・蔓延を防ぐため、予防接種を促進するとともに、防疫用の資機材や薬品を確保するなど、防疫体制の整備を進める必要がある。

(避難所における衛生管理)

- ・ 平常時と異なる生活環境下において、公衆衛生環境を保全するために重要な役割を担うトイレについては、仮設用トイレや簡易トイレ、マンホールトイレなど、災害時に使用可能なトイレの整備・確保を進めていく必要がある。
- ・ 避難所における飲料水の安全確保、ごみ保管場所の適正管理、消毒や害虫駆除等を速やかに実施するための体制の構築など、避難所における衛生管理対策の検討を継続するとともに、備蓄や設備の整備を進めていく必要がある。

(広域火葬体制の構築)

- ・ 災害時において、火葬場の状況を速やかに把握し、情報収集ができる連携体制等の構築や情報提供方法等の整備を検討する必要がある。

3 必要不可欠な行政機能を確保する**3-1 【防犯】被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化****(防犯対策)**

- ・ 災害時においても、治安を確保するため、防犯カメラの設置を促進するとともに、停電時にも対応可能な防犯灯の設置などを検討する必要がある。
- ・ 治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実・強化を図る必要がある。

3-2 【行政機能】市役所の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(行政機能の継続)

- ・ 業務継続計画（BCP）を既に作成しているが、今後は必要に応じて計画の見直しを行うとともに、より迅速かつ適切に業務が行えるよう、職員に対して計画の習熟を図る必要がある。
- ・ 職員の災害対応力の強化のため、災害対応訓練等の実施を継続していく必要がある。
- ・ 災害拠点施設となる市庁舎等の耐震化を推進するとともに、非常用電源をはじめ、連絡・情報機能の強化を図るとともに、データ等の損失を防ぐ体制を構築していくことが必要である。

(行政連携の強化)

- ・ 他自治体との連携のさらなる推進や、消防等関係機関と連携した実践的な訓練の継続実施など、災害対応力の強化を図る必要がある。
- ・ 災害時において、他自治体からの応援等を迅速かつ効果的に受け取ることができるよう、受援体制を検討する必要がある。

4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 【事業継続】サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力低下・経営執行力低下による地域経済、サプライチェーンの停滞や維持への甚大な影響

(民間企業におけるBCP策定の促進)

- ・ 地域経済への影響を最小限にとどめるため、民間企業に対して災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定を促すとともに、災害時においても民間企業が一定の事業活動を継続的に実施できる体制づくりを支援する必要がある。

4-2 【有害物質】高圧ガス施設等の重要な産業施設の損壊・火災、爆発に伴う有害物質の大規模拡散・流出

(危険物・有害物質の把握等)

- ・ 必要に応じて、危険物・有害物質を取り扱う施設に対して立入検査を実施し、改善の指導等を行う必要がある。

(危険物・有害物質施設の対応)

- ・ 危険物・有害物質を取り扱う施設に対し、施設の耐震化をはじめとして、未然に事故を防止する対策に取り組むよう所有者、管理者又は占有者に対し、指導を行う必要がある。

4-3 【食料】食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響

(農地の保全)

- ・ 災害時の食料を安定的に供給するため、農業経営体制の強化や農業従事者の確保を推進し、農業環境の整備を推進する必要がある。

4-4 【自然環境】農地・森林や生態系等の被害に伴う地域の荒廃による被害の拡大・ 多面的機能の低下

（豪雨災害等に強い林地，森林の整備）

- ・ 豪雨災害等による林地の被害の拡大を防ぐためには，水源涵養等の森林の公益的機能の発揮が重要である。また，森林の公益的機能の低下を防ぐには，市民とその他関係者等が一体となって森林の保全管理に取り組み，地域の森林の整備を行うことが重要である。（自然公園等施設の老朽化対策）
- ・ 近年の台風や豪雨等により自然公園等施設の被災が増大しているため，引き続き自然公園等施設の老朽化対策，災害時の影響軽減，自然生態系の再生に係る施設整備等に取り組む必要がある。

（有害鳥獣対策）

- ・ 野生鳥獣による食害等は，森林の公益的機能の発揮にも影響を及ぼしており，適正な鳥獣保護管理が求められる。農業の有する多面的機能の維持を図るため，野生鳥獣による農作物被害の防止に向けた対策を推進する必要がある。
- ・ 鳥獣の捕獲等を行う事業者や鳥獣の保護管理を担う人材の確保・育成を推進することが必要である。

（農地等の適切な保全管理）

- ・ 農地等の有する多面的機能を維持していくため，地域が共同で行う保全活動や農業生産活動の継続的な実施への支援を行う必要がある。

（森林整備・保全活動の推進）

- ・ 農村集落が衰退・消滅し，地域コミュニティが低下するとともに，国土保全や水源涵養等の農業・農村等の有する多面的機能の低下を防ぐため，地域における共同活動の継続的な実施を通じて，地域防災力の向上にも資する農村等のコミュニティの維持・活性化を図ることが重要である。

（農業生産基盤の整備）

- ・ 農村において集落機能を維持するためには，農業生産基盤や農村生活環境の適切な整備が重要である。

（農用地利用集積の促進）

- ・ 農村において集落機能を維持するためには，農業生産基盤や農村生活環境の適切な整備が重要である。

5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-1 【情報通信】テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

(情報通信機能の強化)

- ・ 防災行政用無線は、機器の適正な維持管理に努めるとともに、救助・復旧現場での通信手段の充実の推進を図るため、固定系・移動系それぞれにおいて、計画的な整備を進める必要がある。
- ・ 通信インフラが災害時に被害を受けないよう、地震や土砂災害等の対策を進めるとともに、防災拠点となる施設においては、情報手段の多様化や非常用電源の確保等を進める必要がある。

(情報伝達手段の確保)

- ・ 災害時に、市民等に迅速かつ適切な情報を伝達することは、円滑な避難や二次災害防止など災害対策上非常に重要であり、特に要配慮者に対し、的確な情報伝達の手段を確保するため、市民等に対する情報伝達手段の充実、ICTを活用した情報共有手段の普及を推進する必要がある。

5-2 【電力】電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止

(供給事業者の災害対応力強化)

- ・ 災害時においても、ライフライン事業者が継続してエネルギーを供給できるようにするため、事業継続計画(BCP)の策定及び必要に応じた見直しを求める必要がある。

5-3 【ガス】都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

(供給事業者との連携強化)

- ・ 大規模災害発生後において、電力等の供給体制を早期に構築するため、ライフライン事業者との連携強化を推進する必要がある。
- ・ ライフライン事業者と連携した防災訓練等を定期的を実施する必要がある。
- ・ 燃料等の備蓄を行うとともに、ガソリン販売事業者等と連携を図る必要がある。

5-4 【上水道】上水道施設等の長期間にわたる機能停止

(上水道BCP)

- ・ 業務継続計画(BCP)を既に策定しているが、今後は必要に応じて計画の見直しを行うとともに、より迅速かつ適切に当該業務が行えるよう、職員に対して計画の習熟を図る必要がある。

(上水道施設の強化)

- ・ 災害時において上水道の機能を確保するため、「八千代市水道施設再構築基本計画」, 「八千代市水道管路施設耐震化計画」に基づき, 上水道の老朽化対策と併せ, 耐震化を着実に推進していく必要がある。

(応急給水の体制整備)

- ・ 給水車をはじめとした応急給水に関する資機材の整備推進や応急給水活動を実施出来る体制を整備する必要がある。

5-5 【下水道】下水道施設等の長期間にわたる機能停止**(下水道BCP)**

- ・ 業務継続計画(BCP)を既に策定しているが, 今後は必要に応じて計画の見直しを行うとともに, より迅速かつ適切に当該業務が行えるよう, 職員に対して計画の習熟を図る必要がある。

(下水道施設の強化)

- ・ 「八千代市下水道ストックマネジメント計画」を策定し, 計画的な点検を実施しており, 今後も計画的な維持管理を行う必要がある。

(合併浄化槽整備)

- ・ 老朽化した単独浄化槽から災害に強い新しい合併浄化槽への転換を促進していく必要がある。

(合併浄化槽の管理)

- ・ 浄化槽台帳を活用し, 災害時において迅速に情報収集を進める必要がある。また, 平常時から浄化槽の適正な管理について, 周知・啓発を行う必要がある。

5-6 【交通】基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響**(道路ネットワークの形成)**

- ・ 災害時における安全な空間や避難経路の確保だけでなく, 救護活動や物資輸送に資する道路機能を確保するため, 都市計画道路の整備を推進するとともに, 国や県に対して道路整備に係る要望を行う必要がある。
- ・ 台風による大雨やゲリラ豪雨などの集中豪雨時において, 道路冠水による交通分断は, 救急・救護活動や救援物資の輸送等の妨げになるばかりでなく, 地域住民の避難等の妨げになるため, 冠水箇所の周知強化等の検討を行う必要がある。

(緊急時における交通への対応)

- ・ 災害時において, 円滑な輸送を確保するため, バス事業者やタクシー事業者等の交通事業者との代替輸送手段の確保に関する協定の締結を推進し, 連携強化を図る必要がある。

(鉄道施設の耐震化等)

- ・ 災害時において, 鉄道利用者等の安全確保及び輸送機能の維持など安全性の向上を図るため, 鉄道施設の耐震化を促進していく必要がある。

(沿道建築物の耐震化)

- ・ 災害時における避難，救援活動及び物資の供給が円滑に行えるように，緊急輸送道路沿道の沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

6 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 【合意形成】自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により，復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

(復興まちづくりのための事前準備)

- ・ 復興まちづくりのための事前準備への取組を促進する。また，地域の特性に応じた復興まちづくりを計画的に進めていくための取組となるよう留意する必要がある。

(住宅の応急修理等にかかる関係機関との連携強化)

- ・ 大規模災害からの復興に際して，実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等について，事前の備えとして関係機関との連携強化を行っておく必要がある。

(道路啓開にかかる関係機関との連携強化)

- ・ 災害発生時において，被災状況の把握や応急措置をはじめ，道路啓開など，重要な役割を担う建設業協会等と連携強化を図る必要がある。

(地域産業の早期復興支援)

- ・ 災害時においては，被災地の地場産業の早期復興を支援する取組を講ずることが必要である。

6-2 【人材】災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家, コーディネーター, ボランティア, NPO, 企業, 労働者, 地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態

(防災を担う人材の育成)

- ・ 被災者支援の災害復旧を下支えする一般ボランティアについては，社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置し調整を図ることが一般化しているが，近年では，専門性を有するNPO等の連携を図る災害中間支援組織の重要性も高まっていることから，災害中間支援組織の組織化率を高めていく必要がある。

(専門的人材の受入)

- ・ 復興を支える人材の不足に対応するため，復旧・復興に必要な中長期派遣に係る技術職員をあらかじめ確保することが必要である。

(建設産業の担い手確保)

- ・ 建設産業は高齢者の割合が高い産業構造となっており，将来的に高齢者の大量離職が見込まれるため，中長期的な担い手の確保・育成のための取組を進める必要がある。

(職員に対する研修の実施やマニュアルの整備)

- ・ 各種行政システムとそれを扱う人材・資機材のバックアップ体制を官民連携の下に構築する必要がある。

- ・ 特に大規模災害発生時における迅速な復旧を図るため、職員に対する技術力向上のための研修や、分かりやすいマニュアル・手引の作成等を引き続き実施していく必要がある。

(自動施工技術の普及促進や人材・資機材の確保)

- ・ 現場技術者の立入りが容易ではない災害現場においても、被災した防災インフラの機能を早期復旧するため、自動施工技術の普及促進や必要となる人材・資機材を確保していくことが必要である。
- ・ 自然災害から住宅・建物並びに土木構造物の被害を抑制するため、住宅や各種公共施設の耐災害性強化や流域治水対策などの取組を引き続き事前防災対策として推進していく必要がある。

6-3 【災害廃棄物】大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理計画の策定)

- ・ 災害廃棄物の処理が停滞することにより、復旧・復興が大幅に遅れる事態が懸念されることから、災害廃棄物処理計画を策定し、災害時における対応を事前に定めておく必要がある。

(災害廃棄物への対応)

- ・ 災害廃棄物を仮置きするための候補地を選定する必要がある。
- ・ 大量に発生する災害廃棄物の運搬・分別・処分を円滑に進めるため、自治体間や民間団体との協力体制を構築し連携強化を図る必要がある。

(一般廃棄物への対応)

- ・ 施設の長寿命化を図るとともに、地震等により稼働不能とならないよう必要な対策を講じる必要がある。

6-4 【都市基盤】事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(地籍調査の推進)

- ・ 地震や土砂災害等、災害による被害から土地の境界が不明確になり、災害からの復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、地籍調査を推進する必要がある。

6-5 【文化】貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

(生活再建に向けた取組)

- ・ 災害時において迅速な復旧・復興を図るために、被災者への生活再建関連施策に関する情報提供の仕組みや生活の復興に向けた相談体制の構築など、平常時からの取組を進めていく必要がある。

(住まいの確保)

- ・ 災害時においても、地域で生活できるよう、応急仮設住宅の建設場所の検討など、平常時からの取組を進めていく必要がある。

(地域防災力の向上)

- ・ 住民同士の助け合い・連携による災害対応力の向上を図るため、地域コミュニティ機能を平時から維持・向上させる必要がある。
- ・ 自主防災組織のカバー率は 56.4%（令和元年度末）であることから、引き続き、自主防災組織の結成を促進するとともに、訓練等による地域の災害対応力の向上を図る必要がある。
- ・ 大規模災害時の救援・救助など地域の防災活動において重要な役割を担う、防災ボランティアの中心的な役割を担う人材の養成を推進していく必要がある。

(文化財に係る防災対策の推進)

- ・ 文化財の多くは、一度失ってしまうと復元できない貴重なものであるため、消防用設備及び防災設備等の点検・整備や、定期的な防災訓練の実施により、文化財の防火対策等を推進する必要がある。

(2) 脆弱性の分析・評価の取りまとめ

脆弱性の分析・評価の結果を取りまとめると、以下のようになります。

●近年の気候変動も含めた、様々な災害への対応

近年、これまでに経験のない気象災害が各地で頻発するなど、気候変動の影響が顕在化しており「気候危機」の時代とも言われています。今後、地球温暖化の進行に伴って、その強度と頻度が増加することが懸念されており、気候変動リスクを踏まえた防災・減災対策が必要です。

●多様な主体を前提とした取組

個人の価値観やライフスタイルは多様化しており、地域が直面する災害リスクに対応するため、性別や世代、障害の有無等の垣根を越えて、多様な人々がお互いを認め、一体感を持って国土強靱化に向かって取り組む「DEI（Diversity：多様性，Equity：公平性，Inclusion：包摂性）」の考え方が広く認識されるよう取り組むことが重要です。

(3) 今後の対応の方向性

今後の対応として、以下の視点からの対策が必要です。

●デジタル等新技術の活用による効果的な取組の推進

地域社会の生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活の質を大きく向上させるデジタル等新技術を最大限活用し、直面する災害への対応力を強化する必要があります。

また、人口減少下において、各種の国土強靱化に関する施策を従来よりも効率的に進めていくためにも、DX を推進することが必要です。

●施策実行のための人材育成・担い手確保

事前防災や復旧復興を担う建設業における技能労働者の高齢化の進展等を要因とする担い手不足に対応し、優れた技術を次世代に継承するため、人材の確保・育成、最新のデジタル技術の活用による生産性の向上等に係る取組や、適正な請負契約の推進といった環境づくりを進める必要があります。

●自主防災組織等の活動促進による地域防災力の向上

自主防災組織・消防団の充実強化を図るため、自主防災組織の活性化や消防団が使用する車両・資機材の充実、教育訓練等を継続的に推進する必要があります。

第4章

推進方針

第4章 推進方針

4-1 リスクシナリオごとの推進方策

脆弱性の分析・評価の結果やその取りまとめ結果、今後の対応の方向性を踏まえ、リスクシナリオを回避し、4つの基本目標及び6つの事前に備えるべき目標を達成するため、以下に推進方策と具体的な取組を整理します。

なお、国庫補助事業等を活用して実施する予定の個別事業については、別に定めることとします。

1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 【地震】大規模地震に伴う、住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

(地震対策の推進)

- ・ 家具の転倒、窓ガラスや屋外広告物などの落下防止等、地震による被害軽減に向け、情報提供や普及啓発を進める。
- ・ 防災教育等の推進や、ハザードマップ等による防災意識の向上を図る。

<具体的な取組>

- 広報やちよ、市ホームページ等により地震対策等の啓発及び市の補助金等の施策の周知
- 建築物における落下危険箇所への落下防止対策の促進
- 建築物の所有者等への点検・改善の促進
- 公共施設における備品等の転倒防止対策
- 児童・生徒への防災教育・防災訓練の充実
- 市民参加型の防災訓練の実施
- ハザードマップ、パンフレット等の作成・配布
- 屋外広告物の適正化及び安全管理に関する普及啓発
- 違反屋外広告物の調査・指導

(住宅の耐震化)

- ・ 「八千代市耐震改修促進計画」では、住宅の耐震化率の目標はおおむね解消（令和7年度）と見込まれているが、引き続き住宅（戸建住宅・共同住宅）の耐震性の確保に向けた取組支援を継続する。
- ・ 災害に強いまちづくりを進めるため住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進する。

<具体的な取組>

- 木造住宅耐震診断費補助
- 木造住宅耐震改修費補助
- 木造住宅リフォーム費補助
- マンション耐震診断費補助

- 耐震性向上の知識の普及啓発を図るパンフレットの配布
- 無料耐震診断・建築相談会

(建築物の整備・改修等)

- ・ 耐震性が不足している市庁舎は、災害時の拠点となることから、耐震化を進める。
- ・ その他の市有建築物は、「八千代市公共施設等総合管理計画」や「八千代市耐震改修促進計画」に基づき、計画的に耐震化を推進するとともに、施設の機能保全を図るため、「八千代市公共施設等個別施設計画」に基づき、計画的な長寿命化工事や改修工事等を行い、適切な維持管理を実施する。
- ・ 災害に強いまちづくりを進めるため住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進する。
- ・ 学校教育施設は、災害時の避難所等として活用されるため、外壁などの非構造部材の耐震化や老朽化対策等、計画的に施設の整備・改修等を実施する。
- ・ 学校教育施設は、災害時の避難所等として活用されるため、学校体育館等へ空調を整備する。
- ・ 「八千代市耐震改修促進計画」に基づき、特定建築物の耐震化の促進に係る支援を検討するとともに、所有者等への周知・啓発に努める。

<具体的な取組>

- 市庁舎の耐震化
- 市有建築物の耐震化
- 学校教育施設の計画的な保全改修【再掲】
- 小中義務教育学校への空調整備
- 民間特定建築物の耐震化に係る支援の検討
- 民間特定建築物の所有者等への周知・啓発の実施

(ブロック塀等の除去)

- ・ ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、危険なブロック塀等の撤去費を補助し、撤去を促進する。
- ・ パンフレット等の配布により倒壊によるブロック塀等の危険性や安全対策の必要性について周知・啓発を行う。

<具体的な取組>

- 危険コンクリートブロック塀等撤去費補助
- ブロック塀等倒壊による危険性や安全対策の必要性に関する周知・啓発の実施

(無電柱化の促進)

- ・ 災害時における道路閉塞を防止し、救助活動の円滑化を図るため、千葉県が指定する1次・2次緊急輸送道路など重要な道路について、無電柱化を促進する。

<具体的な取組>

- 無電柱化の促進
- 国・県に対し無電柱化を要望

(避難路の確保)

- ・ 避難・救助活動に不可欠な避難経路等となる都市計画道路等について、「都市計画道路整備」プログラムを見直し、優先度に応じた都市計画道路の計画的な整備を進めるとともにその他の市道の改良を行う。

<具体的な取組>

- 都市計画道路の見直し検討
- 都市計画道路の整備
- 道路改良事業
- 通学路の整備
- 交通安全施設の整備
- 自転車ネットワーク整備

1-2 【火災】地震に伴う市街地等の大規模火災による多数の死傷者の発生**(市街地の整備)**

- ・ 住宅が密集する市街地においては、地区計画などを活用し、オープンスペースの確保などの防災機能の向上に努める。
- ・ 市街地における道路空間の確保は、円滑な避難や緊急車両の通行に資するなどの効果があるほか、延焼防止対策にもなるため、「都市計画道路整備プログラム」を見直し、優先度に応じた都市計画道路の計画的な整備を進めるとともにその他の市道の改良を行う。
- ・ 「八千代市空家等対策計画」に基づき、空家の適切な管理に関する情報提供や相談体制を確保し、管理不全空家等に関する対策を推進する。また、保安上危険となるおそれのある特定空家等については除却等の促進を図る。

<具体的な取組>

- 立地適正化計画策定の検討(時期等について県と調整中)
- 地区計画の活用
- 都市公園の整備
- 大和田駅北側地区まちづくり事業
- 都市計画道路の見直し検討【再掲】
- 都市計画道路の整備【再掲】
- 道路改良事業【再掲】
- 空家対策の推進(管理不全空家等の減少)

(火災予防の推進)

- ・ 火災予防の普及啓発を図る。
- ・ 防火対象物に対し、検査、指導等を行い、火災の予防を推進する。

<具体的な取組>

- 住宅用火災警報器等設置の推進
- 火災予防等の広報
- 防火対象物等立入検査指導強化(モバイル機器の活用)

(公園・緑地等の確保による延焼防止)

- ・ 市街地の延焼拡大防止のため、「八千代市緑の基本計画（改定版）」に基づき、都市公園等のオープンスペースの整備・充実を図る。
- ・ 特に都市公園は、災害時の防災拠点となることも想定されることから、必要な施設整備や適切な維持管理を行う。
- ・ 農地の雨水貯留等の保全機能や延焼拡大防止等、オープンスペース機能として防災上重要な役割を担う農地の保全を図る。

<具体的な取組>

- 都市公園の整備・維持管理(市民1人当たりの都市公園の面積の拡張)
- 緑道や緑地の整備
- オープンスペースとしての緑地・農地保全

(延焼遮断帯の形成による延焼防止)

- ・ 市街地の延焼拡大防止のため、延焼遮断帯機能を持つ都市計画道路について、「都市計画道路整備プログラム」を見直し、優先度に応じた都市計画道路の計画的な整備を進める。

<具体的な取組>

- 都市計画道路の見直し検討【再掲】
- 都市計画道路の整備【再掲】

1-3 【洪水等】地球温暖化に伴う突発的又は広域的な洪水等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生、復興が大幅に遅れる事態(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)

(洪水、浸水、内水対策)

- ・ 浸水による被害を防ぐため、河道拡幅など河川改修整備や下水道（雨水）整備を推進するとともに、一級河川の治水対策を国・県に要請する。
- ・ 浸水ハザードマップの周知を図り、市民に災害に関する意識啓発を図る。
- ・ 水害対応タイムライン（防災行動計画）の作成を検討する。

<具体的な取組>

- 地域排水整備事業
- 準用河川高野川改修事業
- 勝田川改修協議会による勝田川改修事業
- 河川管理事業
- 一級河川の治水対策を国・県に要請
- 雨水管渠整備事業
- 雨水流出抑制策の推進
- 印旛利根川水防事務組合との連携による情報収集連絡体制等水防体制強化
- 浸水・内水ハザードマップ作成・周知
- 水害対応タイムライン(防災行動計画)の検討

(排水施設の対策)

- ・ 河川，調整池，雨水幹線及び排水路などに排水不良等が生じないように，日常的な点検，適切な維持管理を行う。
- ・ 「八千代市下水道ストックマネジメント計画」に基づく下水道施設の計画的な点検・調査の実施により，下水道施設の健全度等を把握し，修繕・改築を行うことで長寿命化を図る。

<具体的な取組>

- 地域排水管理事業
- 河川管理事業【再掲】
- 「八千代市下水道ストックマネジメント計画」に基づく下水道施設の点検・調査及び修繕・改築
- 雨水管渠維持事業

1-4 【土砂災害】大規模な土砂災害(土砂・洪水氾濫など)等による多数の死傷者の発生**(土砂災害・宅地造成等への対応)**

- ・ 土砂災害の発生及び被害を最小限に抑えるため，急傾斜地崩壊対策整備を県と連携して推進する。
- ・ 大規模盛土造成地や土砂災害警戒区域等，市民への情報提供を推進し，土砂災害の防止を図る。
- ・ 災害リスクの高いエリアにおける立地の抑制や，防災指針の作成等による防災対策の強化を検討する。
- ・ 土砂災害警戒区域ごとに，警戒区域内居住者の安全確保のために必要な警戒避難体制を整備する。

<具体的な取組>

- 急傾斜地崩壊対策事業
- 土砂災害警戒区域ごとの避難体制整備
- 大規模盛土造成地の地盤調査の実施
- 大規模盛土造成地マップの周知
- 開発事業等許可時における指導
- ハザードマップ，パンフレット等の作成・配布【再掲】

2 救助・救急，医療活動が迅速に行われるとともに，被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより，関連死を最大限防ぐ**2-1 【救助・救急】自衛隊，警察，消防，海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足****(消防力の強化)**

- ・ 消防活動の拠点となる消防署において，消防車両や資機材の整備・充実などにより，災害対応力を強化する。

- ・ 整備されている非常用電源について、平常時から点検・維持管理を行うとともに、機能強化についても検討する。
- ・ 救急救命士の養成を計画的に進め、救急救命体制を整備する。
- ・ 消防水利（消火栓・防火水槽）の計画的な整備を推進するとともに、既存の消防水利について、機能確保のため、適切な維持管理を実施する。

<具体的な取組>

- 消防資機材の整備
- 消防車両等の整備
- 非常用電源の点検・維持管理及び機能強化の検討
- 救急救命士の養成(救急業務従事者数の増加)
- 消防水利の整備・維持管理
- 応急手当の普及(普通救命講習)

(消防団の強化)

- ・ 消防団員の確保や応急手当の普及等の人材育成により消防団の強化を図り、地域の災害対応力を強化する。
- ・ 消防団の資機材の充実・強化を図る。
- ・ 消防団詰所は、耐震性の確保を含め、適切な維持管理を行う。

<具体的な取組>

- 消防団員の確保
- 応急救護知識及び技術の普及・啓発
- 消防団の資機材の充実・強化(安全装備品の貸与)
- 消防団詰所の維持管理

(受援体制の整備)

- ・ 災害時において、国から派遣される緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）や、市外からの警察、消防、自衛隊等の応援部隊を円滑に受け入れ、的確に被災者支援を実施するため、受援計画を定めるなど、受援体制を整備し、連携を強化する。

<具体的な取組>

- 派遣隊等の受入体制の検討

2-2 【医療】医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(病院の事業継続体制の構築・連携強化)

- ・ 災害拠点病院及び災害医療地区病院（1次救護所）において、災害時にも継続的な業務を行えるよう、必要に応じて、適宜、事業継続計画（BCP）の見直しを要請する。
- ・ 災害時に基本的な機能を維持するため、緊急時の食料、飲料水等の備蓄・確保方策の検討を行う。
- ・ 災害時に円滑に医療救護が行えるよう、医師会や医療機関等との連携強化を図るとともに、訓練等の実施を継続する。

<具体的な取組>

- 事業継続計画(BCP)の見直しの要請
- 医師会・医療機関との連携強化
- 災害医療派遣チーム(DMAT)等受入体制の整備
- 各災害医療地区病院における医薬品等の備蓄の推進
- 医療機関等との防災訓練

(災害拠点病院等におけるエネルギー供給確保(非常用電源等))

- ・ 災害拠点病院及び災害医療地区病院(1次救護所)は、災害時においても基本的な機能を維持するため、燃料等の備蓄の実施や確保している非常用電源のみならず、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入の要請などを行う。

<具体的な取組>

- 非常用電源, 自立・分散型エネルギー導入の周知・啓発

2-3 【健康】劣悪な避難生活環境, 不十分な健康管理がもたらす, 多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

(避難所における衛生管理)

- ・ 災害時に避難所として多くの被災者を受け入れることとなるため、小中義務教育学校校舎等のトイレ改修を進める。
- ・ 災害時に衛生状況の悪化を防ぐため、仮設トイレや簡易トイレ、マンホールトイレの確保・整備を進める。
- ・ し尿の収集運搬を円滑に進めるため、自治体間や関係事業者との協力体制を構築し、連携強化を図る。
- ・ 避難者に感染症が広まらないよう、避難所となる施設において、災害時にも衛生環境を良好に保つため、必要な薬剤や備品の確保を進める。

<具体的な取組>

- 小中義務教育学校トイレの改修
- 仮設トイレ等の確保・整備
- 避難場所等におけるし尿の収集及び処理体制構築
- し尿の収集運搬の関係事業者等との協力体制の構築
- 避難所における衛生管理対策の推進

(熱中症対策についての普及・啓発)

- ・ 災害の状況やフェーズに合わせて、適宜平常時より実施している熱中症予防の普及啓発を広報やちよや市のホームページへの掲載などを通じて行う。
- ・ 避難所において、熱中症の発生リスクが高い場合などに、熱中症予防に関するポスターの掲示や、熱中症のリスクの高い高齢者や障害者、子どもを持つ親などに予防の呼びかけを行う。

<具体的な取組>

- 「熱中症警戒アラート」や「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合のとりべき行動の啓発
- 市民への熱中症予防に関する情報提供や注意喚起

(学校教育施設の整備・改修等)

- ・ 学校教育施設は、災害時の避難所等として活用されるため、外壁などの非構造部材の耐震化や老朽対策等、計画的に施設の整備・改修等を実施する。

<具体的な取組>

- 学校教育施設の計画的な保全改修【再掲】
- 小中義務教育学校への空調整備【再掲】

(住宅の耐震化)

- ・ 「八千代市耐震改修促進計画」では、住宅の耐震化率の目標はおおむね解消（令和7年度）と見込まれているが、引き続き住宅（戸建住宅・共同住宅）の耐震性の確保に向けた取組支援を継続する。
- ・ 災害に強いまちづくりを進めるため住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進する。

<具体的な取組>

- 木造住宅耐震診断費補助【再掲】
- 木造住宅耐震改修費補助【再掲】
- 木造住宅リフォーム費補助【再掲】
- マンション耐震診断費補助【再掲】耐震性向上の知識の普及啓発を図るパンフレットの配布【再掲】無料耐震診断・建築相談会【再掲】

(建築物の整備・改修等)

- ・ 耐震性が不足している市庁舎は、災害時の拠点となることから、耐震化を進める。
- ・ その他の市有建築物は、「八千代市公共施設等総合管理計画」や「八千代市耐震改修促進計画」に基づき、計画的に耐震化を推進するとともに、施設の機能保全を図るため、「八千代市公共施設等個別施設計画」に基づき、計画的な長寿命化工事や改修工事等を行い、適切な維持管理を実施する。
- ・ 災害に強いまちづくりを進めるため住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進する。
- ・ 学校教育施設は、災害時の避難所等として活用されるため、外壁などの非構造部材等も含め、計画的に施設の整備・改修等を実施する。
- ・ 「八千代市耐震改修促進計画」に基づき、特定建築物の耐震化の促進に係る支援を検討するとともに、所有者等への周知・啓発に努める。

<具体的な取組>

- 市庁舎の耐震化【再掲】
- 市有建築物の耐震化【再掲】
- 学校教育施設の計画的な保全改修【再掲】
- 小中義務教育学校への空調整備【再掲】
- 民間特定建築物の耐震化に係る支援の検討【再掲】
- 民間特定建築物の所有者等への周知・啓発の実施【再掲】

(食料等備蓄)

- ・ 災害時は、食料等の供給が長期間停止するおそれがあることから、各家庭及び事業所に対し、最低3日、推奨1週間の食料、生活物資等を備蓄するように普及啓発する。
- ・ 平常時から、災害用物資の備蓄を計画的に推進するとともに、定期的な入れ替えを行う。
- ・ 一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者用の備蓄にも努める。

<具体的な取組>

- 市民への備蓄の普及啓発
- 災害用物資備蓄事業
- 一時滞在施設用の備蓄の推進

(避難者の状況のリアルタイムな情報共有)

- ・ 避難者の状況を、県災害対策本部へリアルタイムに報告できるよう、県などと連携する。

<具体的な取組>

- 避難者の状況のリアルタイム情報共有システムの導入の検討

(福祉避難所の指定促進)

- ・ 福祉避難所の指定を一層促進するとともに、要配慮者のための施設整備や備品の備蓄など、避難環境の整備を図る。

<具体的な取組>

- 福祉避難所の指定促進
- 要配慮者のための備品の確保

(避難行動要支援者名簿の整備)

- ・ 障害者などの災害時の支援のため、避難行動要支援者名簿を整備します。

<具体的な取組>

- 避難行動要支援者名簿の整備
- 個別避難計画の作成

(安全・安心な避難所の運営)

- ・ 避難所運営委員会の結成を促進するとともに、避難所運営マニュアルの見直しを進め、専門家の派遣や訓練等への補助などの支援により、活動の質を向上させる。

<具体的な取組>

- 避難所運営委員会の結成促進
- 避難所運営マニュアル等の見直し

(多様な主体に配慮した防災対策の推進)

- ・ 地域防災計画、避難所運営マニュアル等を見直す際に、女性、高齢者、子ども、外国人、LGBTQ+といった多様な主体からの意見を反映させる。

<具体的な取組>

- 避難所運営マニュアル等の見直し【再掲】
- 小中義務教育学校への多目的トイレ・スロープ・エレベーター等バリアフリー設備の整備
- 避難所における授乳・着替えなどプライベートスペースの整備

(避難所におけるユニバーサルデザインの整備推進/公共施設の耐震化・計画的保全等)

- ・ 災害時に避難所として多数の被災者を受け入れることになる小中義務教育学校については、「どんな人でも使いやすい(ユニバーサルデザイン)」施設となるよう施設環

境及び機能を改善するための改修等を行い、被災者等の健康・避難所生活環境の確保を図る。

<具体的な取組>

- 避難所におけるユニバーサルデザインの整備推進
- 避難所運営マニュアル等の見直し【再掲】
- 小中義務教育学校への多目的トイレ・スロープ・エレベーター等バリアフリー設備の整備

(富士山噴火による降灰対策)

- ・ 富士山噴火による降灰は広範囲に及び、本市においても、様々な分野への影響が想定されることから、各分野、関係者間の横断的な降灰対策の実施が必要となるため、各分野における基本的な対策を示した対応方針を策定のうえ、対応方針に基づく具体的な降灰対策の実施に向けた体制づくりに取り組む。

<具体的な取組>

- 国や県の検討状況を踏まえ、火山灰による被害の軽減対策を検討

(医師会等との連携強化)

- ・ 広域的かつ大規模な災害の場合、医療機関等において、大量に発生する負傷者が応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、医師会との訓練等を通じて、医療救護体制の強化を図る。

<具体的な取組>

- 医師会・医療機関等との連携強化

2-4 【物資】被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

(食料等備蓄)

- ・ 災害時は、食料等の供給が長期間停止するおそれがあることから、各家庭及び事業所に対し、最低3日、推奨1週間の食料、生活物資等を備蓄するように普及啓発する。
- ・ 平常時から、災害用物資の備蓄を計画的に推進するとともに、定期的な入れ替えを行う。
- ・ 一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者用の備蓄にも努める。

<具体的な取組>

- 市民への備蓄の普及啓発【再掲】
- 災害用物資備蓄事業【再掲】
- 一時滞在施設用備蓄の推進【再掲】

(供給支援体制構築・災害時協定)

- ・ 災害時に、食料等を市民に円滑に供給するため、市内小売業者等との協定に基づき、平常時から連携強化に努め、円滑かつ実効性の高い物資調達・受入体制の構築を進める。

<具体的な取組>

- 市内小売業者等と緊急時の物資供給協定の締結の推進
- 物資調達・受入体制の整備・構築

(道路インフラ等の整備)

- ・ 災害時においても交通機能を確保するため、「都市計画道路整備プログラム」を見直し、優先度に応じた都市計画道路の計画的な整備を進めるとともにその他の市道の改良を行う。
- ・ 通行の安全を確保するため、「八千代市道路舗装維持管理計画」及び「八千代市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、道路や橋梁・横断歩道橋の補修・耐震化を進める。
- ・ 降雨や地震など災害時におけるのり面・擁壁の崩壊の防止を図るため、定期的な点検を実施し補修を推進する。
- ・ 道路陥没による事故防止を図るため、路面下空洞調査を推進する。

<具体的な取組>

- 都市計画道路の見直し検討【再掲】
- 都市計画道路の整備【再掲】
- 道路改良事業【再掲】
- 道路補修事業
- 道路環境維持事業
- 橋梁補修事業
- 道路ののり面对策
- 路面下空洞調査

(道の駅の整備)

- ・ 災害時における広域的な支援拠点として、また、国道16号利用者等の一時的な避難場所など地域の防災拠点としての役割を担うため、道の駅やちよの防災力強化を計画的に推進する。

<具体的な取組>

- 防災道の駅整備事業

(住宅におけるエネルギー供給確保)

- ・ 住宅において、災害時のエネルギー供給の途絶によって生活が維持できなくなることを防ぐため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する。

<具体的な取組>

- 住宅用設備等脱炭素促進事業

2-5 【帰宅困難】想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱**(帰宅困難者対策)**

- ・ 帰宅困難者対策として、一時滞在施設の確保を推進する。
- ・ 一時滞在施設における備蓄の推進や情報提供の体制充実を図る。
- ・ 鉄道事業者、大規模商業施設等との情報連絡体制など連携強化を図る。

<具体的な取組>

- 一時滞在施設の確保【再掲】
- 一時滞在施設用備蓄の推進【再掲】

- 帰宅困難者への情報提供体制の検討
- 鉄道事業者等との連絡体制強化

(外国人対応)

- ・ 災害時に外国人が的確な行動がとれるよう、多言語による情報発信や案内図の整備を推進する。

<具体的な取組>

- 多言語に対応した案内版・ハザードマップ等の整備
- 多言語防災・生活情報配信事業
- 外国人に対する防災知識の普及

2-6 【衛生管理】大規模な自然災害と感染症との同時発生

(予防接種の実施等)

- ・ 感染症の発生・蔓延を防ぐため、平常時から予防接種を促進する。
- ・ 消毒や害虫駆除等を速やかに実施するため、防疫用の資機材や薬品を確保し、消毒や害虫駆除等を速やかに実施できるよう、防疫体制の整備を進める。

<具体的な取組>

- 予防接種事業
- 防疫体制整備

(避難所における衛生管理)

- ・ 災害時に避難所として多くの被災者を受け入れることとなるため、小中義務教育学校校舎等のトイレ改修を進める。
- ・ 災害時に衛生状況の悪化を防ぐため、仮設トイレや簡易トイレ、マンホールトイレの確保・整備を進める。
- ・ し尿の収集運搬を円滑に進めるため、自治体間や関係事業者との協力体制を構築し、連携強化を図る。
- ・ 避難者に感染症が広まらないよう、避難所となる施設において、災害時にも衛生環境を良好に保つため、必要な薬剤や備品の確保を進める。

<具体的な取組>

- 小中義務教育学校トイレの改修【再掲】
- 仮設トイレ等の確保・整備【再掲】
- 避難場所等におけるし尿の収集及び処理体制構築
- し尿の収集運搬の関係事業者等との協力体制の構築
- 避難所における衛生管理対策の推進

(広域火葬体制の構築)

- ・ 災害時に円滑な火葬を行うことができるよう、火葬場の状況把握や連携方策を検討する。

<具体的な取組>

- 馬込斎場及びしおかぜホール茜浜の管理運営

3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 【防犯】被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化

（防犯対策）

- ・ 災害時に地域の治安を確保するため、平常時から地域の防犯活動等の体制を整備する。
- ・ 自治会等が行う防犯カメラの整備への支援及び防犯灯の整備を進める。

<具体的な取組>

- 自主防犯組織の支援
- 防犯カメラ設置費の補助事業
- 防犯灯の設置

3-2 【行政機能】市役所の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

（行政機能の継続）

- ・ 災害時に、限られた資源の中で優先すべき業務を継続し、市民生活等への影響を軽減するため、八千代市業務継続計画（BCP）の継続的な計画改善を図る。また、職員による防災訓練等の実施を継続する。
- ・ 耐震性が不足している市庁舎については、災害時の拠点となることから、耐震化を進める。
- ・ 災害時においても行政機能を維持するため、非常用電源や再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を推進するとともに、データ等の損失を防ぐバックアップ体制の構築を進める。

<具体的な取組>

- 必要に応じた業務継続計画（BCP）の見直し
- 災害対応訓練等の実施
- 市庁舎の耐震化【再掲】
- 非常用電源、自立・分散型エネルギー導入の検討
- データ等のバックアップ体制構築

（行政連携の強化）

- ・ 消防、警察、自衛隊等の関係機関と連携した実践的な訓練を継続実施し、災害対応力の強化を図る。
- ・ 災害時において、他自治体からの応援職員等に関する受入体制の整備を推進する。

<具体的な取組>

- 関係機関と連携した訓練の実施
- 応援職員等受入体制の整備

4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 【事業継続】サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力低下・経営執行力低下による地域経済、サプライチェーンの停滞や維持への甚大な影響

(民間企業におけるBCP策定の促進)

- ・ 民間企業が、災害発生時においても一定の事業活動を継続し、地域経済への影響を最小限に留めるため、事業継続計画(BCP)について普及啓発を図るとともに、策定できるよう支援を実施する。

<具体的な取組>

- 民間企業における事業継続計画(BCP)策定の支援

4-2 【有害物質】高圧ガス施設等の産業施設の損壊・火災、爆発に伴う有害物質の大規模拡散・流出

(危険物・有害物質の把握等)

- ・ 危険物・有害物質を取り扱う施設に対し、関係機関との連携や要請による保安体制の把握及び法令に基づく改善の指導等により、未然に事故防止を図る。

<具体的な取組>

- 危険物施設の立入検査の実施
- 廃棄物の不適正保管の防止
- 有害物質を取り扱う施設への指導

(危険物・有害物質施設の対応)

- ・ 大規模地震等により、危険物・有害物質が流出しないよう、また、事故防止に取り組むよう、必要に応じて関係機関との連携や要請による指導を行う。

<具体的な取組>

- 危険物施設の立入検査の実施
- 有害物質貯蔵事業者からの緊急連絡(通報)体制の整備

4-3 【食料】食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響

(農地の保全)

- ・ 農地の保全・整備を推進するために、農業従事者の確保を推進し、農業環境を整備する。
- ・ 災害時の安定的な食料供給のため、農業経営基盤の安定・強化を図る。

<具体的な取組>

- 水田再基盤整備事業
- 土地改良事業補助事業
- 農道整備事業
- 多面的機能発揮促進事業
- 環境保全型農業直接支援対策事業

- 認定農業者等担い手の確保・育成
- 畜産環境保全事業
- 畜産振興活性化推進事業
- やちよふれあいの農業の郷運営管理事業
- 家族経営協定の締結

4-4 【自然環境】農地・森林や生態系等の被害に伴う地域の荒廃による被害の拡大・ 多面的機能の低下

（豪雨災害等に強い林地，森林の整備）

- ・ 水源涵養等の森林の公益的機能を発揮できるようにするため，豪雨災害等に強い林地の保全と整備を進める。
- ・ 森林の健全な育成を促進するため，森林施業を進め，森林従事者が実施する下刈り，間伐等に対して支援を行うとともに，森林資源の循環に努める。

<具体的な取組>

- 社そう林や屋敷林の現状把握
- 環境保全林などの地域制緑地の指定
- 市民協働による市民の森等の施設の維持・充実

（自然公園等施設の老朽化対策）

- ・ 近年の台風や豪雨等により自然公園等施設の被災が増大しているため，自然公園等施設の老朽化対策を進める。

<具体的な取組>

- 県立八千代広域公園の施設整備の要請

（有害鳥獣類対策）

- ・ 有害鳥獣類については，猟友会と連携し，駆除等を実施する。
- ・ 農産物への被害防止対策として，地域住民や農業従事者への有害鳥獣対策の普及・啓発を行う。

<具体的な取組>

- 有害鳥獣の駆除・捕獲・追い払いの実施
- 有害鳥獣対策の普及・啓発の実施

（農地等の適切な保全管理）

- ・ 農地等の持つ多面的機能を守るため，農地・農業施設の整備，遊休農地や耕作放棄地の発生防止と解消，農業者への支援等を実施する。

<具体的な取組>

- 土地改良事業補助事業【再掲】
- 農道整備事業【再掲】
- 多面的機能発揮促進事業【再掲】
- 環境保全型農業直接支援対策事業【再掲】

(森林整備・保全活動の推進)

- ・ 里山活動団体等の多様な主体による森づくりを支援することにより、里山の整備を進め、地域保全機能の維持を図る。

<具体的な取組>

- 市民協働による市民の森等の施設の維持・充実【再掲】

(農業生産基盤の整備)

- ・ 首都圏の食料供給基地として、生産性の高い農業を実現するため、水田の大区画化などのほ場整備を促進する。

<具体的な取組>

- 水田再基盤整備事業【再掲】

(農用地利用集積の促進)

- ・ 農業経営基盤強化促進法，農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地の利用集積を促進し，農業経営の規模拡大や農地の有効利用を図る。

<具体的な取組>

- 水田再基盤整備事業【再掲】

5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-1 【情報通信】テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

(情報通信機能の強化)

- ・ 災害発生時にも情報通信手段を確保するため、防災行政無線の計画的な整備を進めるとともに、防災拠点における非常用電源の確保や再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を進める。
- ・ 通信インフラが災害時に被害を受けないよう、事業者に対し、土砂災害対策等の対策を進めるよう要請する。

<具体的な取組>

- 非常用電源、自立・分散型エネルギー導入の検討【再掲】
- 通信インフラの災害対策の推進

(情報伝達手段の確保)

- ・ 災害時に、市民に対して市から災害情報を迅速かつ確実な伝達ができるよう、情報手段の多重化・多様化を図る。

<具体的な取組>

- 災害時における情報伝達手段の多重化・多様化の検討

5-2 【電力】電力供給ネットワーク(発電所, 送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止

(供給事業者の災害対応力強化)

- ・ ライフライン事業者に対し, 必要に応じて事業継続計画(BCP)の見直しを要請するとともに, 施設の耐震性の確保を求める。

<具体的な取組>

- 必要に応じた事業継続計画(BCP)の見直し要請

5-3 【ガス】都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

(供給事業者との連携強化)

- ・ 災害時に円滑に電力, ガス, 燃料の供給協力が得られるように, 協定締結の必要性について検討する。
- ・ ライフライン事業者との協定締結等により, 連携を強化するとともに, 防災訓練を定期的実施する。

<具体的な取組>

- ライフライン事業者との協定締結等の検討
- ライフライン事業者との防災訓練の実施

5-4 【上水道】上水道施設等の長期間にわたる機能停止

(上水道BCP)

- ・ 必要に応じて上水道業務継続計画(BCP)を見直し, 災害時において, 水道施設の被害による影響を最小化できるよう, 上水道が果たすべき機能を確保する。

<具体的な取組>

- 必要に応じた上下水道局の業務継続計画(BCP)の見直し

(上水道施設の強化)

- ・ 災害発生時に水道施設の被害を最小限にとどめ, 速やかに復旧し, 水道の機能確保を図るため, 管路の耐震化や施設の計画的な更新, また適切な維持管理を実施する。

<具体的な取組>

- 「八千代市水道施設再構築基本計画」及び「八千代市水道管路施設耐震化計画」に基づく整備(市内全域の水道施設及び管路の耐震化率の向上)

(応急給水の体制整備)

- ・ 災害時に迅速かつ効率的な応急給水を実施できるよう, 応急給水訓練等を行い, 応急給水体制を整備する。
- ・ 市民及び自主防災組織等が災害時に応急給水活動の中心的な働き手となるように, 要望に応じて貯水及び給水に関する知識・技術の普及に取り組む。
- ・ 給水車や非常用電源の確保など, 応急給水に関する資機材の整備を推進する。

<具体的な取組>

- 応急給水体制の整備
- 災害時協力井戸登録制度事業
- 災害時応急給水用機材整備事業
- 市民等に対する貯水及び給水に関する知識・技術の普及

5-5 【下水道】下水道施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道BCP)

- ・ 必要に応じて下水道業務継続計画（BCP）を見直し、災害時において、下水道施設の被害による影響を最小化できるよう、下水道が果たすべき機能を確保する。

<具体的な取組>

- 必要に応じた上下水道局の業務継続計画(BCP)の見直し【再掲】

(下水道施設の強化)

- ・ 「八千代市下水道ストックマネジメント計画」に基づく下水道施設の計画的な点検・調査の実施により、下水道施設の健全度等を把握し、修繕・改築を行うことで長寿命化を図る。

<具体的な取組>

- 「八千代市下水道ストックマネジメント計画」に基づく下水道施設の点検・調査及び修繕・改築【再掲】
- 汚水管渠改良事業
- ポンプ場改良事業

(合併浄化槽整備)

- ・ 家庭用の高度処理型合併浄化槽の設置に対する補助などにより老朽化した単独浄化槽やし尿くみ取り便槽から、災害に強く新しい合併浄化槽への転換を今後も促進する。

<具体的な取組>

- 高度処理型浄化槽設置整備事業補助金

(合併浄化槽の管理)

- ・ 国の動向を注視しつつ、浄化槽台帳の更新を図り、災害時に情報を迅速に収集できるようにする。

<具体的な取組>

- 浄化槽台帳の更新

5-6 【交通】基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

(道路ネットワークの形成)

- ・ 災害時における安全な空間や避難経路の確保だけでなく、救護活動や物資輸送に資する交通機能を確保するため、「都市計画道路整備プログラム」を見直し、優先度に

応じた都市計画道路の計画的な整備を進めるとともに、国や県に対して道路整備に係る要望を行い、広域的な道路ネットワークを形成する。

- ・ 集中豪雨時における道路冠水は、救急・救護活動や救援物資の輸送等の支障となるばかりでなく、地域住民の避難等の支障となるため、冠水箇所の周知強化等の検討を行う。

<具体的な取組>

- 国・県による道路整備への要望
- 都市計画道路の見直し検討【再掲】
- 都市計画道路の整備【再掲】
- 道路冠水箇所の周知

(緊急時における交通への対応)

- ・ 災害時における鉄道不通等による代替輸送手段の確保に関するバス事業者等との協定締結を推進するとともに、協定に基づき、関係機関との連携強化を図る。

<具体的な取組>

- 交通事業者との協定締結の推進
- 協定に基づく連携強化

(鉄道施設の耐震化等)

- ・ 災害時における、鉄道利用者等の安全確保及び輸送機能の維持など安全性の向上を図るため、これまでも鉄道施設の耐震化を進めてきたが、未実施箇所について、引き続き耐震対策を促進する。

<具体的な取組>

- 鉄道施設の安全対策の促進
- 鉄道施設耐震対策補助事業

(沿道建築物の耐震化)

- ・ 災害発生時に、緊急輸送活動を円滑に実施するために定められた緊急輸送道路において、建築物の倒壊による道路閉塞を回避するため、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進に係る支援を検討するとともに、所有者等への周知・啓発に努める。

<具体的な取組>

- 緊急輸送道路沿道における建築物の耐震化に係る支援の検討
- 緊急輸送道路沿道における建築物所有者等への周知・啓発の実施

6 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 【合意形成】自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

(復興まちづくりのための事前準備)

- ・ 災害発生後のスムーズな復興のため、復興まちづくりのための事前準備を進める。

<具体的な取組>

- 震災復興マニュアルの整備検討

(住宅の応急修理等にかかる関係機関との連携強化)

- ・ 災害時において被災状況の把握や応急措置など迅速かつ的確に対応できるよう、関係機関との連携強化を図る。

<具体的な取組>

- 関係機関と連携した訓練の実施【再掲】

(道路啓開にかかる関係機関との連携強化)

- ・ 災害発生時に、緊急輸送道路等の交通上重要と認められる路線に対し、円滑に道路啓開活動等を行うため、災害時協定を結んでいる八千代市建設連合会等の関係機関と災害対応訓練等の実施による連携強化を図る。

<具体的な取組>

- 建設業協会等との災害時協定締結の推進
- 八千代市建設連合会等の関係機関との災害対応訓練等の実施

(地場産業の早期復興支援)

- ・ 災害発生後に産業が速やかに再建されるように、地場産業の早期復興支援を進める。

<具体的な取組>

- 県の資金融資の活用の促進

6-2 【人材】災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家, コーディネーター, ボランティア, NPO, 企業, 労働者, 地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態

(防災を担う人材の育成)

- ・ 大規模自然災害時の救援・救助など地域の防災活動において、地域と行政、ボランティア組織等との連絡調整を担う人材の育成が重要であることから、千葉県と連携して、防災ボランティアのリーダーとなる「災害対策コーディネーター」の養成・活動支援を行う。

<具体的な取組>

- 県が実施する「災害対策コーディネーター認定養成講座」への参加の促進

(専門的人材の受入)

- ・ 復旧を迅速に行える応急体制を充実させるため、国、県等からの専門的人材の受入体制を整備する。

<具体的な取組>

- 緊急災害対策派遣隊(TEC—FORCE)、災害時情報連絡員(リエゾン)等の専門的人材の受入体制の整備

(建設産業の担い手確保)

- ・ 若年層の入職率の増加及び離職率の軽減を図るため、週休2日制の導入等の現場環境の改善を促進する。

<具体的な取組>

- 市が実施および発注する工事等において週休2日制の適用

(職員に対する研修の実施やマニュアルの整備)

- ・ 迅速な復興のための基盤として、行政の人員及び資機材のバックアップ体制の整備を進める。
- ・ 特に大規模災害発生時における迅速な復旧を図るため、職員に対する研修の実施やマニュアルの整備を進める。

<具体的な取組>

- 必要に応じた業務継続計画(BCP)の見直し【再掲】
- 災害対応訓練等の実施【再掲】

(自動施工技術の普及促進や人材・資機材の確保)

- ・ 被災した防災インフラの機能を早期復旧するため、自動施工技術の普及促進や人材・資機材の確保を進める。

<具体的な取組>

- 市が実施および発注する工事等において自動施工技術の活用

6-3 【災害廃棄物】大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理計画の策定)

- ・ 大規模災害発生時の災害廃棄物の処理計画を定めた「八千代市災害廃棄物処理計画」について、計画の実効性の確保に向けて、継続的に見直しを図る。

<具体的な取組>

- 災害廃棄物処理計画の継続的な見直し

(災害廃棄物への対応)

- ・ 「八千代市災害廃棄物処理計画」に基づき、大量に発生する運搬・分別・処分を円滑に進めるため、自治体間や関係事業者、団体との協力体制を構築し連携強化を図る。

<具体的な取組>

- 関係事業者等との協力体制の構築

(一般廃棄物への対応)

- ・ 「八千代市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、市民・事業者にごみの分別の徹底を求めるとともに、平常時からの保守点検等、適正な運営・管理により、施設の長寿命化を図る。

<具体的な取組>

- ごみ処理施設の維持管理
- ごみ処理施設の長寿命化の推進

6-4 【都市基盤】事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(地籍調査の推進)

- ・ 災害後に円滑な復旧・復興を図るため、国土調査事業十箇年計画に基づき、国・県の支援を得て地籍調査を推進する。

<具体的な取組>

- 地籍調査の推進

6-5 【文化】貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

(生活再建に向けた取組)

- ・ 災害時における迅速な復旧・復興を図るため、被災者台帳の内容や、作成・運用に関する方策を平常時から検討するとともに、生活再建に関する情報提供、生活復興に向けた相談体制の構築を進める。

<具体的な取組>

- 被災者情報システム導入の検討
- 生活再建に関する情報提供体制の構築
- 生活復興に向けた相談体制の構築

(住まいの確保)

- ・ 災害時においても、生活環境やコミュニティを配慮して地域で生活できるよう、応急仮設住宅の建設場所の検討を進める。
- ・ 災害時において、被災者に対し、市営住宅の空き室を活用した住まいの確保を進めるため、適切な維持管理を実施する。

<具体的な取組>

- 応急仮設住宅の建設場所の検討
- 市営住宅の維持管理

(地域防災力の向上)

- ・ 住民同士の助け合いや連携による災害対応力の向上を図るため、自主防災組織のさらなる結成の促進、地域の防災活動の計画となる地区防災計画の策定や、防災訓練等の実施を推進し、地域コミュニティ機能の維持・向上を図る。地区防災計画については、「地区防災計画ガイドライン」（内閣府 平成 26 年 3 月）や地区防災計画の事例等を活用し、自治会や自主防災組織等に計画の作成方法、手順、提案の手続き等を普及、啓発する。
- ・ 大規模災害時の救護・救援などにおいて、地域の防災活動で重要な役割を担う防災ボランティアの中心的な役割を担う人材の養成を推進し、地域防災力の向上を図る。

<具体的な取組>

- 地区防災計画の策定支援
- 自主防災組織の結成促進(自主防災組織のカバー率の増加)
- 地域における防災訓練等実施の支援
- 防災ボランティアの中心的な役割を担う人材の養成

(文化財に係る防災対策の推進)

- ・ 文化財を収集・展示している郷土博物館において、消防用設備及び防火設備等の点検・整備や、消火訓練の実施により防火対策を推進する。
- ・ 文化財を修復する技術の伝承や、アーカイブ化するなど、文化財の保護対策の推進を検討する。
- ・ 「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」, 「国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」等を文化財の所有者及び管理者に周知する。

<具体的な取組>

- 文化財保護普及
- 郷土博物館における消火設備・自動火災報知設備等の維持管理及び更新
- 郷土博物館における防火訓練
- 有形文化財の複製品の作成
- 無形民俗文化財及び伝統文化の記録・調査

4-2 施策分野ごとの推進方策

4-1で整理した推進方策を、3-4で設定した施策分野ごとに整理すると、以下のようになります。

A 健康福祉

(1) 病院の事業継続体制の構築

- ・ 災害拠点病院及び災害医療地区病院（1次救護所）において、災害時にも継続的な業務を行えるよう、必要に応じて、適宜、事業継続計画（BCP）の見直しを要請する。
- ・ 災害時に基本的な機能を維持するため、緊急時の食料、飲料水等の備蓄・確保方策の検討を行う。
- ・ 災害時に円滑に医療救護が行えるよう、医師会や医療機関等との連携強化を図るとともに、訓練等の実施を継続する。

(2) 熱中症対策についての普及・啓発

- ・ 災害の状況やフェーズに合わせて、適宜平常時より実施している熱中症予防の普及啓発を広報やちよや市のホームページへの掲載などを通じて行う。
- ・ 避難所において、熱中症の発生リスクが高い場合などに、熱中症予防に関するポスターの掲示や、熱中症のリスクの高い高齢者や障害者、子どもを持つ親などに予防の呼びかけを行う。

(3) 福祉避難所の指定促進

- ・ 福祉避難所の指定を一層促進するとともに、要配慮者のための施設整備や備品の備蓄など、避難環境の整備を図る。

(4) 予防接種の実施等

- ・ 感染症の発生・蔓延を防ぐため、平常時から予防接種を促進する。
- ・ 消毒や害虫駆除等を速やかに実施するため、防疫用の資機材や薬品を確保し、消毒や害虫駆除等を速やかに実施できるよう、防疫体制の整備を進める。

(5) 広域火葬体制の構築

- ・ 災害時に円滑な火葬を行うことができるよう、火葬場の状況把握や連携方策を検討する。

(6) 住まいの確保

- ・ 災害時においても、生活環境やコミュニティを配慮して地域で生活できるよう、応急仮設住宅の建設場所の検討を進める。
- ・ 災害時において、被災者に対し、市営住宅の空き室を活用した住まいの確保を進めるため、適切な維持管理を実施する。

B 教育・生涯学習

(1) 建築物の整備・改修等

- ・ 耐震性が不足している市庁舎は、災害時の拠点となることから、耐震化を進める。

- ・ その他の市有建築物は、「八千代市公共施設等総合管理計画」や「八千代市耐震改修促進計画」に基づき、計画的に耐震化を推進するとともに、施設の機能保全を図るため、「八千代市公共施設等個別施設計画」に基づき、計画的な長寿命化工事や改修工事等を行い、適切な維持管理を実施する。
- ・ 災害に強いまちづくりを進めるため住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進する。
- ・ 学校教育施設は、災害時の避難所等として活用されるため、外壁などの非構造部材等も含め、計画的に施設の整備・改修等を実施する。
- ・ 「八千代市耐震改修促進計画」に基づき、特定建築物の耐震化の促進に係る支援を検討するとともに、所有者等への周知・啓発に努める。

(2)学校教育施設の整備・改修等

- ・ 学校教育施設は、災害時の避難所等として活用されるため、外壁などの非構造部材の耐震化や老朽化対策等、計画的に施設の整備・改修等を実施する。
- ・ 学校教育施設は、災害時の避難所等として活用されるため、学校体育館等へ空調を整備する。

(3)文化財に係る防災対策の推進

- ・ 文化財を収集・展示している郷土博物館において、消防用設備及び防火設備等の点検・整備や、消火訓練の実施により防火対策を推進する。
- ・ 文化財を修復する技術の伝承や、アーカイブ化するなど、文化財の保護対策の推進を検討する。
- ・ 「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」、「国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」等を文化財の所有者及び管理者に周知する。

C 暮らし

(1)防犯対策

- ・ 災害時に地域の治安を確保するため、平常時から地域の防犯活動等の体制を整備する。
- ・ 自治会等が行う防犯カメラの整備への支援及び防犯灯の整備を進める。

D 消防・危機管理

【消防力】

(1)消防力の強化

- ・ 消防活動の拠点となる消防署において、消防車両や資機材の整備・充実などにより、災害対応力を強化する。
- ・ 整備されている非常用電源について、平常時から点検・維持管理を行うとともに、機能強化についても検討する。
- ・ 救急救命士の養成を計画的に進め、救急救命体制を整備する。
- ・ 消防水利（消火栓・防火水槽）の計画的な整備を推進するとともに、既存の消防水利について、機能確保のため、適切な維持管理を実施する。

(2)消防団の強化

- ・ 消防団員の確保や応急手当の普及等の人材育成により消防団の強化を図り、地域の災害対応力を強化する。
- ・ 消防団の資機材の充実・強化を図る。
- ・ 消防団詰所は、耐震性の確保を含め、適切な維持管理を行う。

【災害予防周知】

(3)地震対策の推進

- ・ 家具の転倒、窓ガラスや屋外広告物などの落下防止等、地震による被害軽減に向け、情報提供や普及啓発を進める。
- ・ 防災教育等の推進や、ハザードマップ等による防災意識の向上を図る。

(4)火災予防の推進

- ・ 火災予防の普及啓発を図る。
- ・ 防火対象物に対し、検査、指導等を行い、火災の予防を推進する。

(5)洪水、浸水、内水対策

- ・ 浸水による被害を防ぐため、河道拡幅など河川改修整備や下水道（雨水）整備を推進するとともに、一級河川の治水対策を国・県に要請する。
- ・ 浸水ハザードマップの周知を図り、市民に災害に関する意識啓発を図る。
- ・ 水害対応タイムライン（防災行動計画）の作成を検討する。

【災害への備え】

(6)食料等備蓄

- ・ 災害時は、食料等の供給が長期間停止するおそれがあることから、各家庭及び事業所に対し、最低3日、推奨1週間の食料、生活物資等を備蓄するように普及啓発する。
- ・ 平常時から、災害用物資の備蓄を計画的に推進するとともに、定期的な入れ替えを行う。
- ・ 一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者用の備蓄にも努める。

(7)供給支援体制構築・災害時協定

- ・ 災害時に、食料等を市民に円滑に供給するため、市内小売業者等との協定に基づき、平常時から連携強化に努め、円滑かつ実効性の高い物資調達・受入体制の構築を進める。

(8)帰宅困難者対策

- ・ 帰宅困難者対策として、一時滞在施設の確保を推進する。
- ・ 一時滞在施設における備蓄の推進や情報提供の体制充実を図る。
- ・ 鉄道事業者、大規模商業施設等との情報連絡体制など連携強化を図る。

【整備推進】

(9)建築物の整備・改修等

- ・ 耐震性が不足している市庁舎は、災害時の拠点となることから、耐震化を進める。

- ・ その他の市有建築物は、「八千代市公共施設等総合管理計画」や「八千代市耐震改修促進計画」に基づき、計画的に耐震化を推進するとともに、施設の機能保全を図るため、「八千代市公共施設等個別施設計画」に基づき、計画的な長寿命化工事や改修工事等を行い、適切な維持管理を実施する。
- ・ 災害に強いまちづくりを進めるため住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進する。
- ・ 学校教育施設は、災害時の避難所等として活用されるため、外壁などの非構造部材等も含め、計画的に施設の整備・改修等を実施する。
- ・ 「八千代市耐震改修促進計画」に基づき、特定建築物の耐震化の促進に係る支援を検討するとともに、所有者等への周知・啓発に努める。

(10) 避難所における衛生管理

- ・ 災害時に避難所として多くの被災者を受け入れることとなるため、小中義務教育学校校舎等のトイレ改修を進める。
- ・ 災害時に衛生状況の悪化を防ぐため、仮設トイレや簡易トイレ、マンホールトイレの確保・整備を進める。
- ・ し尿の収集運搬を円滑に進めるため、自治体間や関係事業者との協力体制を構築し、連携強化を図る。
- ・ 避難者に感染症が広まらないよう、避難所となる施設において、災害時にも衛生環境を良好に保つため、必要な薬剤や備品の確保を進める。

(11) 避難者の状況のリアルタイムな情報共有

- ・ 避難者の状況を、県災害対策本部へリアルタイムに報告できるよう、県などと連携する。

(12) 安全・安心な避難所の運営

- ・ 避難所運営委員会の結成を促進するとともに、避難所運営マニュアルの見直しを進め、専門家の派遣や訓練等への補助などの支援により、活動の質を向上させる。

(13) 道の駅の整備

- ・ 災害時における広域的な支援拠点として、また、国道16号利用者等の一時的な避難場所など地域の防災拠点としての役割を担うため、道の駅やちよの防災力強化を計画的に推進する。

(14) 行政機能の継続

- ・ 災害時に、限られた資源の中で優先すべき業務を継続し、市民生活等への影響を軽減するため、八千代市業務継続計画（BCP）の継続的な計画改善を図る。また、職員による防災訓練等の実施を継続する。
- ・ 耐震性が不足している市庁舎については、災害時の拠点となることから、耐震化を進める。
- ・ 災害時においても行政機能を維持するため、非常用電源や再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を推進するとともに、データ等の損失を防ぐバックアップ体制の構築を進める。

(15) 情報通信機能の強化

- ・ 災害発生時にも情報通信手段を確保するため、防災行政無線の計画的な整備を進めるとともに、防災拠点における非常用電源の確保や再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を進める。

- ・ 通信インフラが災害時に被害を受けないよう、事業者に対し、土砂災害対策等の対策を進めるよう要請する。

(16) 情報伝達手段の確保

- ・ 災害時に、市民に対して市から災害情報を迅速かつ確実な伝達ができるよう、情報手段の多重化・多様化を図る。

【体制整備】

(17) 洪水、浸水、内水対策

- ・ 浸水による被害を防ぐため、河道拡幅など河川改修整備や下水道（雨水）整備を推進するとともに、一級河川の治水対策を国・県に要請する。
- ・ 浸水ハザードマップの周知を図り、市民に災害に関する意識啓発を図る。
- ・ 水害対応タイムライン（防災行動計画）の作成を検討する。

(18) 土砂災害・宅地造成等への対応

- ・ 土砂災害の発生及び被害を最小限に抑えるため、急傾斜地崩壊対策整備を県と連携して推進する。
- ・ 大規模盛土造成地や土砂災害警戒区域等、市民への情報提供を推進し、土砂災害の防止を図る。
- ・ 災害リスクの高いエリアにおける立地の抑制や、防災指針の作成等による防災対策の強化を検討する。
- ・ 土砂災害警戒区域ごとに、警戒区域内居住者の安全確保のために必要な警戒避難体制を整備する。

(19) 受援体制の整備

- ・ 災害時において、国から派遣される緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）や、市外からの警察、消防、自衛隊等の応援部隊を円滑に受け入れ、的確に被災者支援を実施するため、受援計画を定めるなど、受援体制を整備し、連携を強化する。

(20) 富士山噴火による降灰対策

- ・ 富士山噴火による降灰は広範囲に及び、本市においても、様々な分野への影響が想定されることから、各分野、関係者間の横断的な降灰対策の実施が必要となるため、各分野における基本的な対策を示した対応方針を策定のうえ、対応方針に基づく具体的な降灰対策の実施に向けた体制づくりに取り組む。

(21) 行政機能の継続

- ・ 災害時に、限られた資源の中で優先すべき業務を継続し、市民生活等への影響を軽減するため、八千代市業務継続計画（BCP）の継続的な計画改善を図る。また、職員による防災訓練等の実施を継続する。
- ・ 耐震性が不足している市庁舎については、災害時の拠点となることから、耐震化を進める。
- ・ 災害時においても行政機能を維持するため、非常用電源や再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を推進するとともに、データ等の損失を防ぐバックアップ体制の構築を進める。

(22)行政連携の強化

- ・ 消防、警察、自衛隊等の関係機関と連携した実践的な訓練を継続実施し、災害対応力の強化を図る。
- ・ 災害時において、他自治体からの応援職員等に関する受入体制の整備を推進する。

(23)復興まちづくりのための事前準備

- ・ 災害発生後のスムーズな復興のため、復興まちづくりのための事前準備を進める。

(24)専門的人材の受入

- ・ 復旧を迅速に行える応急体制を充実させるため、国、県等からの専門的人材の受入体制を整備する。

(25)職員に対する研修の実施やマニュアルの整備

- ・ 迅速な復興のための基盤として、行政の人員及び資機材のバックアップ体制の整備を進める。
- ・ 特に大規模災害発生時における迅速な復旧を図るため、職員に対する研修の実施やマニュアルの整備を進める。

(26)生活再建に向けた取組

- ・ 災害時における迅速な復旧・復興を図るため、被災者台帳の内容や、作成・運用に関する方策を平常時から検討するとともに、生活再建に関する情報提供、生活復興に向けた相談体制の構築を進める。

【連携・訓練等】**(27)病院の事業継続体制の構築**

- ・ 災害拠点病院及び災害医療地区病院（1次救護所）において、災害時にも継続的な業務を行えるよう、必要に応じて、適宜、事業継続計画（BCP）の見直しを要請する。
- ・ 災害時に基本的な機能を維持するため、緊急時の食料、飲料水等の備蓄・確保方策の検討を行う。
- ・ 災害時に円滑に医療救護が行えるよう、医師会や医療機関等との連携強化を図るとともに、訓練等の実施を継続する。

(28)医師会等との連携強化

- ・ 広域的かつ大規模な災害の場合、医療機関等において、大量に発生する負傷者が応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、医師会との訓練等を通じて、医療救護体制の強化を図る。

(29)行政連携の強化

- ・ 消防、警察、自衛隊等の関係機関と連携した実践的な訓練を継続実施し、災害対応力の強化を図る。
- ・ 災害時において、他自治体からの応援職員等に関する受入体制の整備を推進する。

(30)供給事業者との連携強化

- ・ 災害時に円滑に電力、ガス、燃料の供給協力が得られるように、協定締結の必要性について検討する。

- ・ ライフライン事業者との協定締結等により，連携を強化するとともに，防災訓練を定期的に実施する。

(31)緊急時における交通への対応

- ・ 災害時における鉄道不通等による代替輸送手段の確保に関するバス事業者等との協定締結を推進するとともに，協定に基づき，関係機関との連携強化を図る。

(32)住宅の応急修理等にかかる関係機関との連携強化

- ・ 災害時において被災状況の把握や応急措置など迅速かつ的確に対応できるよう，関係機関との連携強化を図る。

(33)道路啓開にかかる関係機関との連携強化

- ・ 災害発生時に，緊急輸送道路等の交通上重要と認められる路線に対し，円滑に道路啓開活動等を行うため，災害時協定を結んでいる八千代市建設連合会等の関係機関と災害対応訓練等の実施による連携強化を図る。

【対策要請】

(34)災害拠点病院等におけるエネルギー供給確保（非常用電源等）

- ・ 災害拠点病院及び災害医療地区病院（1次救護所）は，災害時においても基本的な機能を維持するため，燃料等の備蓄の実施や確保している非常用電源のみならず，再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入の要請などを行う。

(35)情報通信機能の強化

- ・ 災害発生時にも情報通信手段を確保するため，防災行政無線の計画的な整備を進めるとともに，防災拠点における非常用電源の確保や再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を進める。
- ・ 通信インフラが災害時に被害を受けないよう，事業者に対し，土砂災害対策等の対策を進めるよう要請する。

【災害予防】

(36)洪水，浸水，内水対策

- ・ 浸水による被害を防ぐため，河道拡幅など河川改修整備や下水道（雨水）整備を推進するとともに，一級河川の治水対策を国・県に要請する。
- ・ 浸水ハザードマップの周知を図り，市民に災害に関する意識啓発を図る。
- ・ 水害対応タイムライン（防災行動計画）の作成を検討する。

【地域防災】

(37)多様な主体に配慮した防災対策の推進

- ・ 地域防災計画，避難所運営マニュアル等を見直す際に，女性，高齢者，子ども，外国人，LGBTQ+といった多様な主体からの意見を反映させる。

(38)外国人対応

- ・ 災害時に外国人が的確な行動がとれるよう，多言語による情報発信や案内図の整備を推進する。

(39)防災を担う人材の育成

- ・ 大規模自然災害時の救援・救助など地域の防災活動において、地域と行政、ボランティア組織等との連絡調整を担う人材の育成が重要であることから、千葉県と連携して、防災ボランティアのリーダーとなる「災害対策コーディネーター」の養成・活動支援を行う。

(40)地域防災力の向上

- ・ 住民同士の助け合いや連携による災害対応力の向上を図るため、自主防災組織のさらなる結成の促進、地域の防災活動の計画となる地区防災計画の策定や、防災訓練等の実施を推進し、地域コミュニティ機能の維持・向上を図る。地区防災計画については、「地区防災計画ガイドライン」（内閣府 平成 26 年 3 月）や地区防災計画の事例等を活用し、自治会や自主防災組織等に計画の作成方法、手順、提案の手続き等を普及、啓発する。
- ・ 大規模災害時の救護・救援などにおいて、地域の防災活動で重要な役割を担う防災ボランティアの中心的な役割を担う人材の養成を推進し、地域防災力の向上を図る。

E 上下水道**(1)洪水、浸水、内水対策**

- ・ 浸水による被害を防ぐため、河道拡幅など河川改修整備や下水道（雨水）整備を推進するとともに、一級河川の治水対策を国・県に要請する。
- ・ 浸水ハザードマップの周知を図り、市民に災害に関する意識啓発を図る。
- ・ 水害対応タイムライン（防災行動計画）の作成を検討する。

(2)排水施設の対策

- ・ 河川、調整池、雨水幹線及び排水路などに排水不良等が生じないように、日常的な点検、適切な維持管理を行う。
- ・ 「八千代市下水道ストックマネジメント計画」に基づく下水道施設の計画的な点検・調査の実施により、下水道施設の健全度等を把握し、修繕・改築を行うことで長寿命化を図る。

(3)上水道BCP

- ・ 必要に応じて上水道業務継続計画（BCP）を見直し、災害時において、水道施設の被害による影響を最小化できるよう、上水道が果たすべき機能を確保する。

(4)上水道施設の強化

- ・ 災害発生時に水道施設の被害を最小限にとどめ、速やかに復旧し、水道の機能確保を図るため、管路の耐震化や施設の計画的な更新、また適切な維持管理を実施する。

(5)応急給水の体制整備

- ・ 災害時に迅速かつ効率的な応急給水を実施できるよう、応急給水訓練等を行い、応急給水体制を整備する。
- ・ 市民及び自主防災組織等が災害時に応急給水活動の中心的な働き手となるように、要望に応じて貯水及び給水に関する知識・技術の普及に取り組む。

- ・ 災害用井戸の設置や、給水車や非常用電源の確保など、応急給水に関する資機材の整備を推進する。

(6)下水道BCP

- ・ 必要に応じて下水道業務継続計画（BCP）を見直し、災害時において、下水道施設の被害による影響を最小化できるよう、下水道が果たすべき機能を確保する。

(7)下水道施設の強化

- ・ 「八千代市下水道ストックマネジメント計画」に基づく下水道施設の計画的な点検・調査の実施により、下水道施設の健全度等を把握し、修繕・改築を行うことで長寿命化を図る。

F 都市基盤

【建築物】

(1)地震対策の推進

- ・ 家具の転倒、窓ガラスや屋外広告物などの落下防止等、地震による被害軽減に向け、情報提供や普及啓発を進める。
- ・ 防災教育等の推進や、ハザードマップ等による防災意識の向上を図る。

(2)住宅の耐震化

- ・ 「八千代市耐震改修促進計画」では、住宅の耐震化率の目標はおおむね解消（令和7年度）と見込まれているが、引き続き住宅（戸建住宅・共同住宅）の耐震性の確保に向けた取組支援を継続する。
- ・ 災害に強いまちづくりを進めるため住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進する。

(3)建築物の整備・改修等

- ・ 耐震性が不足している市庁舎は、災害時の拠点となることから、耐震化を進める。
- ・ その他の市有建築物は、「八千代市公共施設等総合管理計画」や「八千代市耐震改修促進計画」に基づき、計画的に耐震化を推進するとともに、施設の機能保全を図るため、「八千代市公共施設等個別施設計画」に基づき、計画的な長寿命化工事や改修工事等を行い、適切な維持管理を実施する。
- ・ 災害に強いまちづくりを進めるため住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進する。
- ・ 学校教育施設は、災害時の避難所等として活用されるため、外壁などの非構造部材等も含め、計画的に施設の改善や修繕を実施する。
- ・ 「八千代市耐震改修促進計画」に基づき、特定建築物の耐震化の促進に係る支援を検討するとともに、所有者等への周知・啓発に努める。

(4)ブロック塀等の除去

- ・ ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、危険なブロック塀等の撤去費を補助し、撤去を促進する。
- ・ パンフレット等の配布により倒壊によるブロック塀等の危険性や安全対策の必要性について周知・啓発を行う。

(5)市街地の整備

- ・ 住宅が密集する市街地においては、地区計画などを活用し、オープンスペースの確保などの防災機能の向上に努める。
- ・ 市街地における道路空間の確保は、円滑な避難や緊急車両の通行に資するなどの効果があるほか、延焼防止対策にもなるため、「都市計画道路整備プログラム」を見直し、優先度に応じた都市計画道路の計画的な整備を進めるとともにその他の市道の改良を行う。
- ・ 「八千代市空家等対策計画」に基づき、空家の適切な管理に関する情報提供や相談体制を確保し、管理不全空家等に関する対策を推進する。また、保安上危険となるおそれのある特定空家等については除却等の促進を図る。

(6)沿道建築物の耐震化

- ・ 災害発生時に、緊急輸送活動を円滑に実施するために定められた緊急輸送道路において、建築物の倒壊による道路閉塞を回避するため、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進に係る支援を検討するとともに、所有者等への周知・啓発に努める。

(7)住まいの確保

- ・ 災害時においても、生活環境やコミュニティを配慮して地域で生活できるよう、応急仮設住宅の建設場所の検討を進める。
- ・ 災害時において、被災者に対し、市営住宅の空き室を活用した住まいの確保を進めるため、適切な維持管理を実施する。

【市街地】**(8)市街地の整備**

- ・ 住宅が密集する市街地においては、地区計画などを活用し、オープンスペースの確保などの防災機能の向上に努める。
- ・ 市街地における道路空間の確保は、円滑な避難や緊急車両の通行に資するなどの効果があるほか、延焼防止対策にもなるため、「都市計画道路整備プログラム」を見直し、優先度に応じた都市計画道路の計画的な整備を進めるとともにその他の市道の改良を行う。
- ・ 「八千代市空家等対策計画」に基づき、空家の適切な管理に関する情報提供や相談体制を確保し、管理不全空家等に関する対策を推進する。また、保安上危険となるおそれのある特定空家等については除却等の促進を図る。

(9)公園・緑地等の確保による延焼防止

- ・ 市街地の延焼拡大防止のため、「八千代市緑の基本計画（改定版）」に基づき、都市公園等のオープンスペースの整備・充実を図る。
- ・ 特に都市公園は、災害時の防災拠点となることも想定されることから、必要な施設整備や適切な維持管理を行う。
- ・ 農地の雨水貯留等の保全機能や延焼拡大防止等、オープンスペース機能として防災上重要な役割を担う農地の保全を図る。

(10)延焼遮断帯の形成による延焼防止

- ・ 市街地の延焼拡大防止のため、延焼遮断帯機能を持つ都市計画道路について、「都市計画道路整備プログラム」を見直し、優先度に応じた都市計画道路の計画的な整備を進める。

(11)土砂災害・宅地造成等への対応

- ・ 土砂災害の発生及び被害を最小限に抑えるため、急傾斜地崩壊対策整備を県と連携して推進する。
- ・ 大規模盛土造成地や土砂災害警戒区域等、市民への情報提供を推進し、土砂災害の防止を図る。
- ・ 災害リスクの高いエリアにおける立地の抑制や、防災指針の作成等による防災対策の強化を検討する。
- ・ 土砂災害警戒区域ごとに、警戒区域内居住者の安全確保のために必要な警戒避難体制を整備する。

【道路等】

(12)無電柱化の促進

- ・ 災害時における道路閉塞を防止し、救助活動の円滑化を図るため、1次・2次緊急輸送道路など重要な道路について、無電柱化を促進する。

(13)避難路の確保

- ・ 避難・救助活動に不可欠な避難経路等となる都市計画道路等について、「都市計画道路整備プログラム」を見直し、優先度に応じた都市計画道路の計画的な整備を進めるとともにその他の市道の改良を行う。

(14)市街地の整備

- ・ 住宅が密集する市街地においては、地区計画などを活用し、オープンスペースの確保などの防災機能の向上に努める。
- ・ 市街地における道路空間の確保は、円滑な避難や緊急車両の通行に資するなどの効果があるほか、延焼防止対策にもなるため、「都市計画道路整備プログラム」を見直し、優先度に応じた都市計画道路の計画的な整備を進めるとともにその他の市道の改良を行う。
- ・ 「八千代市空家等対策計画」に基づき、空家の適切な管理に関する情報提供や相談体制を確保し、管理不全空家等に関する対策を推進する。また、保安上危険となるおそれのある特定空家等については除却等の促進を図る。

(15)延焼遮断帯の形成による延焼防止

- ・ 市街地の延焼拡大防止のため、延焼遮断帯機能を持つ都市計画道路について、「都市計画道路整備プログラム」を見直し、優先度に応じた都市計画道路の計画的な整備を進める。

(16)道路インフラ等の整備

- ・ 災害時においても交通機能を確保するため、「都市計画道路整備プログラム」を見直し、優先度に応じた都市計画道路の計画的な整備を進めるとともにその他の市道の改良を行う。

- ・ 通行の安全を確保するため、「八千代市道路舗装維持管理計画」及び「八千代市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、道路や橋梁・横断歩道橋の補修・耐震化を進める。
- ・ 降雨や地震など災害時におけるのり面・擁壁の崩壊の防止を図るため、定期的な点検を実施し補修を推進する。
- ・ 道路陥没による事故防止を図るため、路面下空洞調査を推進する。

(17)道路ネットワークの形成

- ・ 災害時における安全な空間や避難経路の確保だけでなく、救護活動や物資輸送に資する交通機能を確保するため、「都市計画道路整備プログラム」を見直し、優先度に応じた都市計画道路の計画的な整備を進めるとともに、国や県に対して道路整備に係る要望を行い、広域的な道路ネットワークを形成する。
- ・ 集中豪雨時における道路冠水は、救急・救護活動や救援物資の輸送等の支障となるばかりでなく、地域住民の避難等の支障となるため、冠水箇所の周知強化等の検討を行う。

(18)鉄道施設の耐震化等

- ・ 災害時における、鉄道利用者等の安全確保及び輸送機能の維持など安全性の向上を図るため、これまでも鉄道施設の耐震化を進めてきたが、未実施箇所について、引き続き耐震対策を促進する。

【その他】

(19)土砂災害・宅地造成等への対応

- ・ 土砂災害の発生及び被害を最小限に抑えるため、急傾斜地崩壊対策整備を県と連携して推進する。
- ・ 大規模盛土造成地や土砂災害警戒区域等、市民への情報提供を推進し、土砂災害の防止を図る。
- ・ 災害リスクの高いエリアにおける立地の抑制や、防災指針の作成等による防災対策の強化を検討する。
- ・ 土砂災害警戒区域ごとに、警戒区域内居住者の安全確保のために必要な警戒避難体制を整備する。

(20)地籍調査の推進

- ・ 災害後に円滑な復旧・復興を図るため、国土調査事業十箇年計画に基づき、国・県の支援を得て地籍調査を推進する。

G 環境

(1)危険物・有害物質の把握等

- ・ 危険物・有害物質を取り扱う施設に対し、関係機関との連携や要請による保安体制の把握及び法令に基づく改善の指導等により、未然に事故防止を図る。

(2)危険物・有害物質施設の対応

- ・ 大規模地震等により、危険物・有害物質が流出しないよう、また、事故防止に取り組むよう、必要に応じて関係機関との連携や要請による指導を行う。

(3)豪雨災害等に強い林地，森林の整備

- ・ 水源涵養等の森林の公益的機能を発揮できるようにするため，豪雨災害等に強い林地の保全と整備を進める。
- ・ 森林の健全な育成を促進するため，森林施業を進め，森林従事者が実施する下刈り，間伐等に対して支援を行うとともに，森林資源の循環に努める。

(4)自然公園等施設の老朽化対策

- ・ 近年の台風や豪雨等により自然公園等施設の被災が増大しているため，自然公園等施設の老朽化対策を進める。

(5)有害鳥獣類対策

- ・ 有害鳥獣類については，猟友会と連携し，駆除等を実施する。
- ・ 農産物への被害防止対策として，地域住民や農業従事者への有害鳥獣対策の普及・啓発を行う。

(6)農地等の適切な保全管理

- ・ 農地等の持つ多面的機能を守るため，農地・農業施設の整備，遊休農地や耕作放棄地の発生防止と解消，農業者への支援等を実施する。

(7)森林整備・保全活動の推進

- ・ 里山活動団体等の多様な主体による森づくりを支援することにより，里山の整備を進め，地域保全機能の維持を図る。

(8)合併浄化槽整備

- ・ 家庭用の高度処理型合併浄化槽の設置に対する補助などにより老朽化した単独浄化槽やし尿くみ取り便槽から，災害に強く新しい合併浄化槽への転換を今後も促進する。

(9)合併浄化槽の管理

- ・ 国の動向を注視しつつ，浄化槽台帳の更新を図り，災害時に情報を迅速に収集できるようにする。

(10)災害廃棄物処理計画の策定

- ・ 大規模災害発生時の災害廃棄物の処理計画を定めた「八千代市災害廃棄物処理計画」について，計画の実効性の確保に向けて，継続的に見直しを図る。

(11)災害廃棄物への対応

- ・ 「八千代市災害廃棄物処理計画」に基づき，大量に発生する運搬・分別・処分を円滑に進めるため，自治体間や関係事業者，団体との協力体制を構築し連携強化を図る。

(12)一般廃棄物への対応

- ・ 「八千代市一般廃棄物処理基本計画」に基づき，市民・事業者にごみの分別の徹底を求めるとともに，平常時からの保守点検等，適正な運営・管理により，施設の長寿命化を図る。

H 産業

(1)公園・緑地等の確保による延焼防止

- ・ 市街地の延焼拡大防止のため、「八千代市緑の基本計画（改定版）」に基づき、都市公園等のオープンスペースの整備・充実を図る。
- ・ 特に都市公園は、災害時の防災拠点となることも想定されることから、必要な施設整備や適切な維持管理を行う。
- ・ 農地の雨水貯留等の保全機能や延焼拡大防止等、オープンスペース機能として防災上重要な役割を担う農地の保全を図る。

(2)民間企業におけるBCP策定の促進

- ・ 民間企業が、災害発生時においても一定の事業活動を継続し、地域経済への影響を最小限に留めるため、事業継続計画（BCP）について普及啓発を図るとともに、策定できるよう支援を実施する。

(3)農地の保全

- ・ 農地の保全・整備を推進するために、農業従事者の確保を推進し、農業環境を整備する。
- ・ 災害時の安定的な食料供給のため、農業経営基盤の安定・強化を図る。

(4)農業生産基盤の整備

- ・ 首都圏の食料供給基地として、生産性の高い農業を実現するため、水田の大区画化などのほ場整備を促進する。

(5)農用地利用集積の促進

- ・ 農業経営基盤強化促進法、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地の利用集積を促進し、農業経営の規模拡大や農地の有効利用を図る。

(6)供給事業者の災害対応力強化

- ・ ライフライン事業者に対し、必要に応じて事業継続計画（BCP）の見直しを要請するとともに、施設の耐震性の確保を求める。

(7)建設産業の担い手確保

- ・ 若年層の入職率の増加及び離職率の軽減を図るため、週休2日制の導入等の現場環境の改善を促進する

(8)自動施工技術の普及促進や人材・資機材の確保

- ・ 被災した防災インフラの機能を早期復旧するため、自動施工技術の普及促進や人材・資機材の確保を進める。

(9)地場産業の早期復興支援

- ・ 災害発生後に産業が速やかに再建されるように、地場産業の早期復興支援を進める。

■リスクシナリオと施策分野の関係

リスクシナリオ	A 健康 福祉 (子育て, 福祉, 健康 等)	B 教育・ 生涯学習 (教育, 文 化, スポ ーツ等)	C 暮らし (市民生 活, 防犯)	D 消防・ 危機管理 (消防, 防 災, 危機 管理)	E 上下 水道	F 都市 基盤 (都市, 住 宅, 道路 等)	G 環境 (環境共 生, 循環 型社会 等)	H 産業 (農業, 商 工業等)
1-1 【地震】大規模地震に伴う、住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生		(1)		(3) (9)		(1) (2) (3) (4) (12) (13)		
1-2 【火災】地震に伴う市街地等の大規模火災による多数の死傷者の発生				(4)		(5) (8) (9) (10) (14) (15)		(1)
1-3 【洪水等】地球温暖化に伴う突発的又は広域的な洪水等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生、復興が大幅に遅れる事態(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)				(5) (17) (36)	(1) (2)			
1-4 【土砂災害】大規模な土砂災害(土砂・洪水氾濫など)等による多数の死傷者の発生				(18)		(11) (19)		
2-1 【救助・救急】自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足				(1) (2) (19)				
2-2 【医療】医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	(1)			(27) (34)				

リスクシナリオ		A 健康 福祉 (子育て, 福祉, 健康 等)	B 教育・ 生涯学習 (教育, 文 化, スポ ーツ等)	C 暮らし (市民生 活, 防犯)	D 消防・ 危機管理 (消防, 防 災, 危機 管理)	E 上下 水道	F 都市 基盤 (都市, 住 宅, 道路 等)	G 環境 (環境共 生, 循環 型社会 等)	H 産業 (農業, 商 工業等)
2-3	【健康】劣悪な避難生活環境, 不十分な健康管理がもたらす, 多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生	(2) (3)	(2)		(6) (10) (11) (12) (20) (28) (37)		(2)		
2-4	【物資】被災地での食料・飲料水・電力・燃料等, 生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止				(6) (7) (13)		(16)		
2-5	【帰宅困難】想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱				(8) (38)				
2-6	【衛生管理】大規模な自然災害と感染症との同時発生	(4) (5)			(10)				
3-1	【防犯】被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化			(1)					
3-2	【行政機能】市役所の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下				(14) (21) (22) (29)				
4-1	【事業継続】サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力低下・経営執行力低下による地域経済, サプライチェーンの停滞や維持への甚大な影響								(2)
4-2	【有害物質】高圧ガス施設等の重要な産業施設の損壊・火災, 爆発に伴う有害物質の大規模拡散・流出							(1) (2)	

八千代市国土強靱化地域計画

リスクシナリオ		A 健康 福祉 (子育て, 福祉, 健康 等)	B 教育・ 生涯学習 (教育, 文 化, スポ ーツ等)	C 暮らし (市民生 活, 防犯)	D 消防・ 危機管理 (消防, 防 災, 危機 管理)	E 上下 水道	F 都市 基盤 (都市, 住 宅, 道路 等)	G 環境 (環境共 生, 循環 型社会 等)	H 産業 (農業, 商 工業等)
4-3	【食料】食料等の安定供給の停滞に伴う, 市民生活・社会経済活動への甚大な影響								(3)
4-4	【自然環境】農地・森林や生態系等の被害に伴う地域の荒廃による被害の拡大・多面的機能の低下							(3) (4) (5) (6) (7)	(4) (5) (7)
5-1	【情報通信】テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により, インターネット・SNSなど, 災害時に活用する情報サービスが機能停止し, 情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態				(15) (16) (35)				
5-2	【電力】電力供給ネットワーク(発電所, 送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止								(6)
5-3	【ガス】都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止				(30)				
5-4	【上水道】上水道施設等の長期間にわたる機能停止					(3) (4) (5)			
5-5	【下水道】下水道施設等の長期間にわたる機能停止					(6) (7)		(8) (9)	
5-6	【交通】基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響				(31)		(6) (17) (18)		

リスクシナリオ		A 健康 福祉 (子育て, 福祉, 健康 等)	B 教育・ 生涯学習 (教育, 文 化, スポ ーツ等)	C 暮らし (市民生 活, 防犯)	D 消防・ 危機管理 (消防, 防 災, 危機 管理)	E 上下 水道	F 都市 基盤 (都市, 住 宅, 道路 等)	G 環境 (環境共 生, 循環 型社会 等)	H 産業 (農業, 商 工業等)
6-1	【合意形成】自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態				(23) (32) (33)				(9)
6-2	【人材】災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態				(24) (25) (39)				(7) (8)
6-3	【災害廃棄物】大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興が大幅に遅れる事態							(10) (11) (12)	
6-4	【都市基盤】事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態						(20)		
6-5	【文化】貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失	(6)	(3)		(26) (40)		(7)		

第5章

計画の推進及び進捗管理

第5章 計画の推進及び進捗管理

5-1 リスクシナリオ等の重点化

(1) 重点化の考え方

27 のリスクシナリオについて、市民の生命等に関わるものなどの緊急性の高さ、基本目標や事前に備えるべき目標に対する効果の大きさ、国や県の重点化プログラムや八千代市第5次総合計画との関係性から、重点化するリスクシナリオと具体的な取組を選定します。

(2) 重点化するリスクシナリオと具体的な取組

本計画では、11 のリスクシナリオとそれらに関連する具体的な取組を重点化します。

【重点化するリスクシナリオと具体的な取組】

重点化するリスクシナリオ		具体的な取組	
1-1	【地震】大規模地震に伴う、住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	住宅の耐震化	・木造住宅耐震診断費補助 ・木造住宅耐震改修費補助
		建築物の整備・改修等	・市庁舎の耐震化
		ブロック塀等の撤去	・危険コンクリートブロック塀等撤去費補助
		避難路の確保	・道路改良事業
1-2	【火災】地震に伴う市街地等の大規模火災による多数の死傷者の発生	市街地の整備	・都市公園の整備・維持管理 ・道路改良事業【再掲】 ・空家対策の推進（管理不全空家等の減少）
		公園・緑地等の確保による延焼防止	・都市公園の整備・維持管理【再掲】
1-3	【洪水等】地球温暖化に伴う突発的又は広域的な洪水等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生、復興が大幅に遅れる事態（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）	洪水、浸水、内水対策	・準用河川高野川改修事業
1-4	【土砂災害】大規模な土砂災害（土砂・洪水氾濫など）等による多数の死傷者の発生	土砂災害・宅地造成等への対応	・急傾斜地崩壊対策事業
2-1	【救助・救急】自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	消防力の強化	・救急救命士の養成（救急業務従事者数の増加）
2-4	【物資】被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止	供給支援体制構築・災害時協定	・市内小売業者等と緊急時の物資供給協定の締結の推進
		道路インフラ等の整備	・道路改良事業【再掲】 ・道路補修事業 ・橋梁補修事業
		道の駅の整備	・防災道の駅整備事業
		住宅におけるエネルギー供給確保	・住宅用設備等脱炭素化促進事業
3-2	【行政機能】市役所の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	行政機能の継続	・市庁舎の耐震化
4-3	【食料】食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響	農地の保全	・認定農業者等担い手の確保・育成 ・家族経営協定の締結 ・水田再基盤整備事業
5-4	【上水道】上水道施設等の長期間にわたる機能停止	上水道施設の強化	・「八千代市水道施設再構築基本計画」及び「八千代市水道管路施設耐震化計画」に基づ

重点化するリスクシナリオ		具体的な取組	
			く整備（市内全域の水道施設及び水道管路の耐震化率の向上）
5-5	【下水道】下水道施設等の長期間にわたる機能停止	下水道施設の強化	・汚水管渠改良事業
6-5	【文化】貴重な文化財や環境的資産の喪失，地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失	地域防災力の向上	・自主防災組織の結成促進（自主防災組織のカバー率の増加）

5-2 計画の進捗管理と見直し

(1) 進捗管理

計画策定後は、国土強靱化の取組を着実に推進するため、重要業績指標（KPI）等により進捗管理を実施します。

重要業績指標は、5-1で設定した重点化するリスクシナリオと具体的な取組ごとに設定し、進捗状況が確認できるようにします。

【重要業績指標（KPI）】

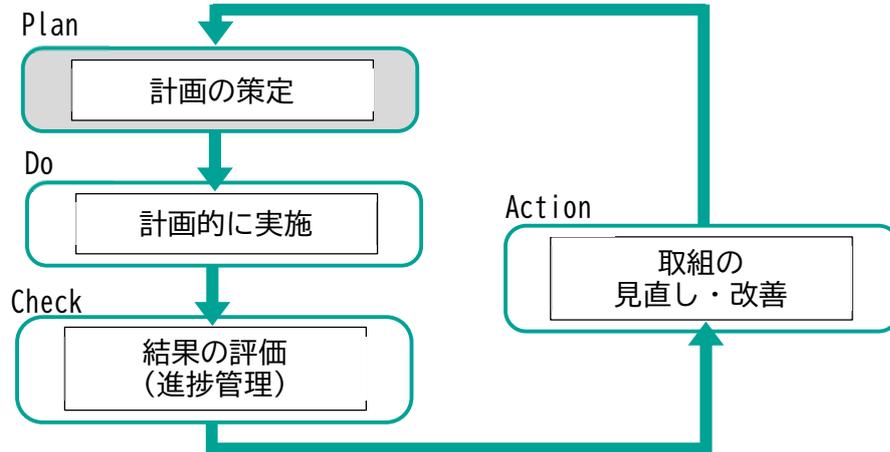
指標	基準値 (R5年度)	目標値 (R10年度)
住宅の耐震化率	94.5%	おおむね解消
住宅用設備設置補助件数	187件/年	154件/年
新庁舎建設工事の完了	新庁舎建設工事 設計契約締結	建設工事の完了
危険コンクリートブロック塀等撤去費補助件数	6件/年	25件/年
市道の改良工事延長	0m	986m
市民1人当たりの都市公園の面積	4.91㎡	5.1㎡
管理不全空き家等の件数	－※	10件
準用河川高野川改修事業の用地取得率（第1工区）	0%	100%
急傾斜地崩壊対策整備率	93.7%	98%
救急救命士の資格を有する者の数	56名	60名
市内小売業者等との協定締結数	22件	増加
緊急輸送道路や軌道等上にある橋梁の落橋防止措置率	33.3%	100%
橋梁の補修・耐震化率	0.0%	100%
防災道の駅整備工事の進捗率	0.0%	100%
水田の再基盤整備面積	306.5ha	342.1ha
認定農業者数（経営体数）	98件	116件
家族経営協定の締結件数	33件	40件
重要給水施設耐震化率	92.7%	100%
配水池の耐震化率	26.1%	46.8%
上水道管路耐震化率	62.9%	68.0%
汚水管渠の長寿命化対策に係る点検実施率	54.8%	100%
自主防災組織カバー率	52.3%	53.5%

※令和5年12月の法改正により、指標の見直しを要したため

(2) 計画の見直し

計画の見直しは、八千代市総合計画の見直しに併せて行うことを基本とします。ただし、計画期間中であっても、社会情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うことができるものとしています。

【計画の進捗管理と見直しのプロセス】



八千代市国土強靱化地域計画【改定素案】
令和7年3月改定予定

発行者 八千代市
〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田 312-5
TEL 047-483-1151（代表）
編集 八千代市総務部危機管理課